

情ニ強盜劫入放火ノ念
ナキ者ナレハ、ヤハリ竊
盜ヲ以テ其罪ヲ論スル
ナリ、

改正條例

強盜條例 明治六年七
月二十四日

太政官二百六
十九號御布告

凡強盜、脅誘セラレ、畏懼隨
行、二次ニ及フ者ハ、本律
ニ依テ科シ、減等ノ例ヲ

用ヒス、

劫囚條例

第三百三十四條 凡囚ヲ劫

スル者ハ、皆流二等、改テ

懲役十年、人ヲ傷シ、及ヒ

死囚ヲ劫スル者ハ、皆絞、

改テ懲役終身、

囚ヲ劫スル者ハ、皆ナ流

劫囚

凡囚ヲ劫スル者ハ、

四トハ、
繩付ノ

罪人、即チ召人ノヲナリ、劫

ハ、手込ニナシテ奪ヒ取ルコ

ト、親屬他人ヲ分タス、成否

ヲ論セス、皆流二等、人ヲ傷

シ、及ヒ死囚ヲ劫スル者ハ、

皆絞、若シ囚ヲ竊テ 竊トハ、
 劫ノ反
 對竊ニ取
 ルトナリ、逃走スル者ハ、囚
 ト同罪、竊テ未タ得サル者
 ハ、二等ヲ減ス、
 召人ヲ、牢内或ハ途中ニテ
 取ル者ハ、其囚ノ親屬タリ
 他^ニ人タリハ、分別ナク、成
 オフセルト、成オフセスト
 ノ論ナク、皆十流二等ニ罪
 ス、奪ヒ取ルキニ、護囚ノ人
 ニ傷ツケ、及ヒ死罪ノ囚ヲ

三等ニ罪スルナリシガ、
 コレヲ改メテ、懲役十年
 ニ罪ス、又人ヲ傷ツケ、及
 ヒ死囚ヲ劫スル者ハ、皆
 ナ絞罪ニ處スルナリシ
 ガ、コレモ改メテ懲役終
 身トナスナリ、
 凡竊盜ニ
 凡竊盜ニ

劫スル者ハ、ヤハリ親屬他
 人ノ別ナク、成ル成ラサル
 ノ論ナク、皆ナ絞罪ニ處ス、
 若シ召人ヲ竊取テ逃走ス
 ル者ハ、其囚ト同罪ナリ、竊
 取ラントナスモ、マダ連出
 サヌキナレハ、囚ノ罪ヨリ
 二等ヲ減スルナリ、
 竊盜
 凡竊盜 面ヲ隠シ、形ヲ隠シ
 テ、人目ヲ恐ヒ、盜ヲ
 ナスナ、竊
 盜ト云フ、財ヲ得サル者ハ、

竊盜條例
 第三百三十五條 凡竊盜三
 百圓以上、及ヒ三犯五十
 新律綱領賊盜律 ○廿二
 改定律例賊盜律 ○廿二

答四十、財ヲ得ル者ハ、贓ヲ分タスト雖モ、贓ヲ併セテ、罪ヲ科ス、從タル者ハ、各一等ヲ減ス、

竊盜ヲナシテ、財物ヲ得ル者ハ、答四十ニ罪ス、財ヲ盜ミ得ル者ハ、取リシ財物ノ分配ニ與カラストモ、贓ヲ併セ、總高ヲ人々面々ニアテ、罪ニ中付ルナリ、シカシ從タル者ナレハ、首ヲ

圖以上、絞ニ處スル律ニ改メ、並ニ懲役終身

竊盜、財ヲ得ルコト三百圓以上、及ヒ五十圓以上ノ竊盜ヲ、三タヒ犯ス者ハ、絞罪ニ處スルナリ、此律ヲ改メテ、何レモ懲役終身トナスナリ、

第三百三十六條 凡竊盜再犯、財ヲ得サル者ハ、律ニ依リ一等ヲ加ヘ、三犯以

ル者ノ罪ニリ、各一等ヲ減スルナリ、

其臨時、捕ヲ拒ク者ハ、強盜ヲ以テ論ス、若シ事主、覺逐スルニ財ヲ棄テ、逃走スルヲ追逐シ、因テ捕ヲ拒ク者ハ、罪人拒捕律ニ依ル、

竊盜、盜ミヲナス時ニ臨ミ、人ノ逮捕スルヲ拒ミ、容易

上、財ヲ得サル者ハ、懲役

三年、

ニタビ竊盜ヲ犯シ、二度ナガラ財物ヲ取得サル者ハ、律文ニヨリ答四十ニ一等ヲ加ヘ、懲役五十日ニ罪ス、三度以上ヲ犯シテ、財ヲ得サル者ハ、懲役三年ニ罪スルナリ、

第三百三十七條 凡二人以上、共ニ竊盜ヲ爲シ、事主

ク捕ニ就カサル者ハ、強盜
 ナ以テ其罪ヲ論ス、若シ事
 主、盜ヲ覺リテ逐カシルキ
 ニ、盜其竊ミ取リシ財物ヲ
 棄テ、逃走スルキ、トナケ
 ソレニ追逐テ、捕エントス
 ルニ、手向スル者ハ、罪人拒
 捕律ニ依リテ、罪ヲ論ス、
掏摸 懷中等へ手ヲ入レテ取
 ルヲ云フ、スリノコナリ、
 スル者、同罪、若シ盜ニ因テ、
 過失傷スル者ハ、凡鬪傷ニ

ニ覺逐セラレテ、一人ハ
 逃走シ、一人ハ抗拒スル
 ハ、抗拒スル者ヲ以テ、罪
人拒捕律ニ科ス、
 二人以上打寄ツテ、共々
 竊盜ヲナシ、事主ニソソ
 ナ覺リ逐カケラレテ、一
 人ハ逃走シタルモ、他ノ
 一人ハ、手向ヒシテ捕チ
 拒シナレハ、其抗拒スル
 者ヲ以テ、罪人拒捕律ニ

一等ヲ加へ、罪流三等ニ止
 ル、死ニ至ル者ハ、絞、

竊盜ヲナスニ因リ、過失ニ
 テ、人ニ傷ケル者ハ、凡鬪傷
 ノ罪ヨリ一等ヲ加フ、其罪、
 重シハ流三等ニ止リテ、コ
 レヨリ重ク罪セヌナリ、過
 失クテ死亡ニ至ラシム
 ル者ハ、絞罪ニ處スルナリ、
 一兩以下、答五十
 一兩以上、杖六十

第三百三十八條 凡事主、盜

申付テ、罪スルナリ、
 犯ヲ捕得シテ、私縱私和
 官へ申立ス、内證ニテ縱シ
 ヤルチ、私縱ト云フ、内證ニ
 テアツカヒチキ、テ、中ナ
 ホリスルチ、私和ト云フ、
 スル者ハ、情ヲ量リ、違式、
 輕重ニ問ヒ、贖フヲ聽
 ス、若シ別ニ財ヲ受ル者

一十兩以上、杖七十、
 二十兩以上、杖八十、
 三十兩以上、杖九十、
 四十兩以上、杖一百、
 五十兩以上、徒一年、
 六十兩以上、徒一年半、
 七十兩以上、徒二年、
 八十兩以上、徒二年半、

ハ、贓ニ計ヘ、枉法ニ準シ、
 財ヲ過スル人ハ、說事過
 錢 仲口ヲキ、テ、金
 ヲ取ルコトナリ、ニ準
 シ、各重キニ從テ論ス、
 事主^{ヌスレシ}盜賊ヲ捕ヘ得タル
 ニ、ソレヲ官ニ申立スニ、
 内證デ縱シヤリタリ、或
 ハ内證デ中ナホリスル
 者ハ、其情實ヲ計量シテ、
 違式^ト輕重ニ問ヒ、其罪ヲ
 贖フコト聽ルス、若シ私
 縱、私和スルキ、盜財ヲ取

九十兩以上、徒三年、
 一百兩以上、流一等、
 一百一十兩以上、流二等、
 一百二十兩以上、流三等、
 三百兩以上、絞○ 三犯五
十兩以
 下ハ、流三等、五
 十兩以上ハ、絞、

辰ノ外ニ、能コトニカコ
 ヲケテ、財ヲ受ル者ハ、受
 取シ財ニ計ヘ、枉法ニ準
 シテ、其罪ヲ論ス、又其間
 カニ入リテ、金銀ノ取次
 ナスル人ハ、說事過錢ニ
 準シ、罪ノ重キニ從テ、重
 シ罪スルナリ、

第三百三十九條 凡盜贓ヲ
 以テ、竊ニ事主ニ投還ス
 ル者ハ、未得財ヲ以テ論
 シ、懲役四十日、若シ贓、腐

缺スルコトアル者ハ、虧缺
スル所ノ數ヲ計ヘ、盜罪
ヲ科ス。

盜犯、其盜ミタル財物ヲ、
本ノ事主ノ方ヘ還ス者
ハ、過ヲ悔ル廉チ以テ、其
罪ヲ論スルニ、未得財ヲ
以テシ、律ニ依リ、懲役四
十日ニ罪ス、投還スルモ、
若シ盜贓ニ、不足ヲ生ス
ルトコアル者ハ、不足シタ
ルトコロノ、財數ヲ計ヘ
改メ、不足丈ノ盜罪ニ科

スルナリ、

改正條例

竊盜條例

明治六年七
月二十三日

太政官二百二
十七號御布告

凡竊盜四犯、財ヲ得ル者ハ、

財ノ多寡ヲ論セス、懲役

終身

盜官私牛馬

盜官私牛馬

牛馬ヲ盗ニ取ル者丈ハ、
律文ニ照シテ、其罪ヲ科
シ、流三等、即チ懲役十年
ニ止メ、コソチ除クノ外、
其餘官ノ馬屋、牛小屋ニ
アル牛馬ヲ盗ム者ハ、常
人盗ニ準ヒスシテ、常人
盗ヲ以テ論シ、監守人、己
ノ監守スルトコロノ牛
馬ヲ盗ムハ、監守盗ニ準
ヒスシテ、監守盗ヲ以テ
論シ、民間ノ厩欄ニアル
牛馬ヲ盗ム者モ、竊盗ニ
準ヒスシテ、竊盗ヲ以テ
其罪ヲ論シ、罪、懲役十年

ニ止ルコトナキナリ、若シ
盗テ其牛馬ヲ殺ス者、官
物ニ係ルナシハ、懲役一
年ニ罪ス、民物ニ係ルナ
シハ、一等ヲ減シテ、懲役
百日ニ罪ス、シカシ其牛
馬ヲ贖ニ計ヘニルニ、本
罪ノ懲役ヨリ重クナル
可キモノナシハ、前文ニ
照シ、各盗罪ヲ以テ、其罪
ヲ論シ、殺シシ廉ヲ以テ、
重ニ一等ヲ加ヘ、必ス懲
役一年ニ止ルコトナキナ
リ、

第四百四十一條 凡官ノ牛

馬ヲ故殺スル者ハ、懲役
百日、民間ノ牛馬ハ、一等
ヲ減ス、若シ贓ニ計ヘ、本
罪ヨリ重キ者、官ニ係ル
ハ、常人盜ニ準シ、私ニ係
ルハ、竊盜ニ準シテ論シ、
並ニ罪、懲役十年ニ止ル、
官ノ牛馬ヲワザト殺ス

者ハ、懲役百日ニ罪ス、民
間ノ牛馬ヲ故殺スル者
ハ、一等ヲ減シ、懲役九十
日ニ罪ス、シカシ其殺シ
タル牛馬ヲ、贓ニ計ヘミ
ルニ、本罪ノ懲役百日九
十日ヨリ、重キモノナレ
ハ、官物ニ係ルヲ、常人盜
ニ準シテ論シ、私物ニ係
ルヲ、竊盜ニ準シテ論シ、
何レモ、罪、懲役十年ニ止
リテ、コレヨリ重ク罪セ
サルナリ、

盜田野穀麥

凡田野ノ穀麥菜菓及ヒ人

ノ看守番チスルスルヲ無

キ器物ヲ盗ム者ハ並ニ贓

ニ計ヘ、竊盜ニ準シテ論ス、

罪、流三等ニ止ル、

田野ニアル穀麥、野菜、菓物、及ヒ人ノ番チシテオラヌ處ニアル、器物ヲ盗ム者ハ、何レモ盜ミ取タル贓ニ計ヘ、其罪ヲ竊盜ニ準シテ論

ス、シカシ贓ニ於テ重キモ、流三等ニ止ルナリ、

若シ山野ノ柴草木石ノ類

他人己ニ工力ヲ用ヒテ、斫

伐積聚スルヲ、擅ニ取去ス

ル者モ、罪亦同、

田野ノ穀麥ナドハ、作リタル主アリテ、番チキモノナリ、山野ノ柴草木石ノ類ハ、モト主ナキモ、柴草チ蒔リ置タル人、木チ伐リ置タル

人、石ヲ研堀リ置タル人、主ナル故、ソレヲ掘ニ取リ去ル者ハ、前ノ盜ト同様ナルヲ以テ、罪モ亦同様ナリ、

親屬相盜

凡各居五等ノ親財物ヲ相盜ム者ハ、凡人ニ一等ヲ減シ、四等三等二等ノ親ハ、各一等ヲ遞減ス、若シ強盜ヲ行フ者、尊長卑幼ヲ犯スハ、

親屬相盜條例

第四百十二條 凡文武百工技藝ノ人、受業師ノ財物ヲ竊取スル者ハ、竊盜ニ準シテ論シ、罪、懲役十年ニ止ル、其各居ニ係ル

各上ニ依テ罪ヲ減ス、卑幼

尊長ヲ犯スハ、凡人ヲ以テ

論ス、若シ殺傷スルヲアル

者ハ、過誤ニ出ルト雖モ、各

殺傷尊長卑幼ノ本律ニ依

リ、重キニ從テ論ス、

竈ヲ異ニシテ、別々ニ暮シ居ル五等ノ親類ナカニテ、盜チスル者ハ、凡人ノ盜罪

者ハ、竊盜ヲ以テ論ス、若

シ強奪スル者ハ、凡人強

盜ヲ以テ論ス、

文學、武術、諸職、技藝ノ人、其教ヲ受タル師匠ノ、財物ヲ竊盜スル者ハ、竊盜ニ準シテ、其罪ヲ論シ、罪ニ計ヘ、重キニ罪、懲役十年ニ止ルナリ、師弟ノ間ガラタルモ、各居ニ係ル者ナレバ、竊盜ヲ以テ論ス、若シ師匠ノ財物ヲ強

一、一等ヲ減ス、各居ノ四
 等ノ親、財物ヲ相盜ム者ハ、
 五等親ノ罪ヨリ一等ヲ減
 シ、三等ノ親ハ、四等ノ親ヨ
 リ一等ヲ減シ、二等ノ親ハ、
 三等ノ親ヨリ又一等ヲ減
 シテ罪ス、若シ目上ノ親ガ、
 強盜ヲナシテ、目下ノ親ヲ
 犯スルハ、各上文ニ依リテ、
 其罪ヲ減ス、又目下ノ親ガ、
 強盜ヲナシテ、目上ノ親ヲ
 犯スルハ、凡人ノ強盜ヲ以
 テ、其罪ヲ論ス、若シ盜ニ因
 テ、殺シ傷ルコトアルハ、タ
 トヒ過誤ニテナスナリトモ、
 各殺傷尊長卑幼ノ本律ニ

奪スル者ナレハ、凡人ノ
 強盜ヲ以テ、論スルナリ、

マカヒテ、重キニ從ヒ、重ク
 罪スルナリ、

若シ同居ノ卑幼、他人ヲ將
 井テ、己ノ家ノ財物ヲ盜ム
 者、卑幼ハ、私擅用財律ニ依
 テ論シ、二等ヲ加フ、罪杖一
 百ニ止ル、他人ハ、凡盜律ニ
 一等ヲ減ス、若シ殺傷スル

アアル者ハ、各殺傷尊長卑
幼ノ本律ニ依リ、他人ハ、縦
ヒ情ヲ知ラスト雖モ、強盜
ヲ以テ論ス、若シ他人殺傷
スル者ハ、卑幼縦ヒ情ヲ知
ラスト雖モ、亦殺傷尊長卑
幼ノ本律ニ依リ、重キニ從
テ論ス、

若シ同居ノ卑幼ガ、他人ヲ
連レテ、己レノ家ニ伴ヒユ
キ、財物ヲ共ニ盜ムハ、其
卑幼罪ヲ私擅用財律ニ依
テ論ス、他人ヲ伴ヒユキシ
罪アルトユヘ、本罪ニ二等
ヲ加フ、シカシ重クハ罪杖
一百ニ止ルナリ、其他人ノ
罪ハ、凡盜ニ論ス、伴ヒユカ
レシトユヘ、罪ヨリ一等
ヲ減ス、若シ卑幼盜ニ因テ
同居内ノ者ヲ殺シ傷シル
トアルハ、各人命律ノ殺
傷尊長卑幼ノ本條ニ依テ、
其罪ヲ論ス、此時他人ハ、タ
トヒ與カリ知ラサルモ、強

盗ヲ以テ、其罪ヲ論スルナ
リ、又若シ他人ガ盗ニ因テ、
其家内ノ者ヲ殺シ傷ケル
片ハ、他人ハ、モトヨリ強盜
ニテ論シ、卑幼ハ、情ヲ知ラ
サルナリトモ、亦殺傷尊長卑
幼ノ本律ニ依リ、二罪中一
ツノ重キ方ニツイテ罪ス
ルナリ、

奴婢盜家長財物

凡奴婢、雇人、家長ノ財物ヲ

盜ム者、凡盜ニ準シテ論ス、

改正雇人盜家長財

物律 原奴婢盜家
長財物律

第四百十三條 凡雇人、家

管守者ハ、一等ヲ加ヘ、罪、流

三等ニ止ル、

官吏華士族ノ家ニ召使フ
奴婢、卒以下庶人ノ家ニ召
使フ雇人、其主人ノ財物ヲ
盜取ル者ハ、凡盜ニ準シテ
罪ヲ論ス、財物ヲ管守者、自
ラ盜ム片ハ、凡盜ニ準シテ
論シ、一等ヲ加ヘテ罪ス、シ
カシ何レモ罪、流三等ニ止
ルモノナリ、

長ノ財物ヲ盜ム者ハ、常

人盜ヲ以テ論シ、管守者

自ラ盜ム者ハ、監守盜ヲ

以テ論ス、若シ管守者、私

ニ自ラ借用シ、及ヒ人ニ

轉借餽送スル者、罪、又同

官吏華士族平民ノ家ニ
召使フ雇人、其家長ノ財
物ヲ盜ム者ハ、常人盜ヲ

恐喝取財

凡恐喝シテ、人ノ財物ヲ取ル者ハ、贓ニ計ヘ、竊盜ニ準

以テ、罪ヲ論ス。管守スル者、其監守スル財物ヲ、自ラ盜ムキハ、監守盜ヲ以テ罪ニ論ス。若シ管守者、家長ノ財物ヲ自由ニ借用シタリ、人ニ轉借シタリ、音物ニ送リタリスル者、罪、又監守盜ヲ以テ論ス。

シテ論シ、一等ヲ加フ、罪、流

三等ニ止ル、若シ二等親以

下、自ラ相恐喝スル者、卑幼

尊長ヲ犯スハ、凡人ヲ以テ

論ス、尊長、卑幼ヲ犯スハ、親

屬相盜律ニ依リ、遞減シテ、

罪ヲ科ス、

人ヲオドシテ、財物ヲ取ル

雇人盜家長財物條例

第一百四十四條

凡客塵倉

戶、及ヒ工人、舟子、脚夫、馬

丁、車力等、一時雇ヲ受ク

ル者ト雖モ、其寄託スル

所ノ財物ヲ盜ムハ、並ニ

管守者ト罪同、

旅籠屋、泊客ノ財物ヲ

者ハ、其取タル財ヲ、金數ニ計ヘテ、罪ヲ竊盜ニ準シテ論シ、其上ニ就テ一等ヲ加フ、シカシ罪、流三等ニ止リテ、コレヨリ重ク刑セサルナリ、若シ二等親以下ノ間柄ニテ、自ラ相恐喝シ、財ヲ取ルニ、卑幼ガ尊長ヲ犯スナレハ、凡人ヲ以テ其罪ヲ論ス、尊長ガ卑幼ヲ犯スナレハ、其罪ヲ親屬相盜律ニ依リマカセテ、間柄ニ從ヒ、段々ニ罪ヲ減シテ、科ニ申付ルナリ、

詐欺取財

預リ、貸倉屋ガ、人ノ財物等ヲ預リ、職人ガ、詭人等ヨリ素品ヲ預リ、舟頭、脚夫、馬丁、車力、其運送スル荷物財物ヲ預ル等ノ類ニ時雇ヒテ受クル者ト雖モ、其預リ置タル所ノ財物ヲ盜ムハ、何レモ管守者ト罪同シキナリ、

凡官私ヲ詐欺シテ、上チナイツワリ上チナイダマシ、或ハ平人チナイツワリダマステ云フ、財物ヲ取ル者ハ、並ニ贓ニ計ヘ、竊盜ニ準シテ論ス、罪、流三等ニ止ル、二等親以下、自ラ相詐欺スル者モ、亦親屬相盜律ニ依リ、遞減シテ罪ヲ科ス、

朝廷ナダマシ、平人ナダマシテ、財物ヲ取ル者ハ、何ンモ其取タル物ヲ贓ニ計ヘ、罪ヲ竊盜ニ準シテ論ス、重クハ流三等ニ止ルナリ、又二等親以下ノ間柄ニテ、自ラ相詐欺シテ、財物ヲ取ル者モ、亦親屬相盜律ニ依リ、間柄ニ從ヒ、遞減シテ、科ニ申付ルナリ、

若シ監臨、主守、監守スル財物ヲ、詐欺スル者ハ、監守自盜ヲ以テ論ス、未タ得サル

者ハ、其詐欺セント欲スル數ヲ計ヘ、二等ヲ減シ罪ヲ科ス、

若シ監臨、主守ノ役目アル者、其監守ル所ノ財物ヲ詐欺シテ取ルキハ、監守盜ヲ以テ其罪ヲ論ス、シカシ未タ手ニ入レヌ内ナレハ、其ダマシ取ラント欲スル財物ノ金數ヲ計ヘ、監守盜ヨリ二等ヲ減シテ、罪ヲ科スルナリ、

若シ人ノ財物ヲ冒認トハ、
カスメリ冒認

人ノ物ヲ我物ナリト言
ナシテ、カヌムルコナリ、シテ、

己ノ物ト爲シ、及ヒ誣賺局

騙シテトモチニシテ拐シテトモチニシテ帶シテトモチニシテ、誣賺トハ、人ヲダブ

ルコナリ、局騙トハ、巧ナルシ
カケヲ持ヘテ、人ヲコマラセ
テ、イヤヒニ出子バナラヌ様
ニシテ、取ルコナリ、拐帶トハ、
人ヲカドワカス如クニ、財物
ヲモチニジスルコナリ、何レ

モ替ナ詐
欺ノ類、スル者モ、亦賊ニ

計ヘ、竊盜ニ準シテ論ス、罪

流三等ニ止ル、親屬ナラハ、

亦親屬相盜律ニ依リ、遞減

シテ、罪ヲ科ス、

若シ人ノ財物ヲ冒認シテ、
己ノ物ト爲シ、及ヒ誣賺
シタリ、局騙シタリ、拐帶シ
タリシテ、財物ヲ取ル者モ、

亦詐取同ク、其罪、計ハ、竊
 盜ニ準シ、其罪、計ハ、竊
 多ク、シテ、重キハ、流ニ等
 止リ、テ、重キハ、流ニ等
 親屬相盜律ニ依リ、遞減シ
 衣弊竊計、竊計ニ依リ、遞減シ
 三等、畧賣人、賊、計ハ、ハ
 庸人、竊賣、テ、方、計ハ、ハ
 出シ、テ、賣、テ、香、出、方、計ハ、ハ
 テ、人、ナ、引

畧賣人

第四百四十五條 凡人ヲ畧

賣シテ、雇人ト爲ス者ハ

ハ、畧賣人、娼妓トスル
 者、成否、同、論、テ、一、皆、流、二
 等、妻妾、婢、ト、ス、ル、者、徒
 二年半、因テ、人ヲ、殺傷スル
 者、強盜ヲ、以テ、論ス、畧セラ
 ル、ハ、人ハ、坐セ、ス、親屬ニ
 還付ス、和誘、引、出、サ、ル、ハ、人
 引、出、サ、ル、ハ、人

懲役、二年、併、其、賤、辱、使

ヲ、受、テ、賣、者、ハ、爲、娼、妓、

律ニ依リ、二、等、罪、ト、ス、

極、重、キ、以、テ、人、ヲ、引、出、

看、養、人、賣、賣、者、他、人、召

使、ト、ス、テ、其、賣、者、他、人、ノ

召、使、ト、ス、テ、爲、メ、ニ、誘、

テ、人、賣、賣、者、格、段、ハ、ハ、

賣、賣、者、ハ、罪、ヲ、爲、娼、妓、

ナ
リ、スル者ハ、各一等ヲ減シ、
其誘セラル、ノ人ハ、各三
等ヲ減ス、十歳以下ハ、和ト
雖モ、畧ヲ以テ論ス、

人ヲ方畧ニテ誘イ出シ、賣
テ娼妓トナス者ハ、其成シ
オフヒルト、オフセストノ
論ナク、同類皆流二等ニ罪
セラル、畧賣シテ妻妾奴婢
トナス者ハ、徒二年半ニ罪
ス、畧賣ニ方リ、争鬪等ヲナ

第四百四十六條 凡妻ヲ畧

賣シテ、娼妓ト爲ス者ハ、
凡人畧賣法ニ依ル、和賣
スル者ハ、懲役七十日、

自分ノ妻ヲ畧誘シ、賣テ
娼妓ト爲ス者ハ、凡人
賣法ニ依リテ、成否ヲ論
セス、流二等ニ罪ス、相談
ヅクテ賣ル者ハ、懲役七
十日ニ罪ス、

第四百四十七條 凡子孫

スニリシテ、其人ヲ殺シ、或
ハ傷ケル者ハ、強盜ヲ以テ
其罪ヲ論シ、斬罪絞罪ニナ
ス、引出サル、ノ人ハ、タ
カラシム、罪ニシ、
テ親類ヘ引渡スナリ、引出
サル、人ト、引出ス人ト、心
納得ノ上デナスコトナシハ、
其引出セシ者ノ罪ヲ、畧誘
ノ罪ニリ一等ヲ減ス、其引
出サル、人ハ、引出シタル
者ノ、受ル罪ヨリ、各三等ヲ
減ス、引出サル、人ガ、十歳
以下ナレハ、縦令ヒ同心ノ
上ナリモ、畧誘ヲ以テ、其罪
ヲ論スルナリ、

ヲ畧賣シテ娼妓ト爲ス

者ハ、懲役五十日、妹姪及

ヒ外孫ハ各二等ヲ加フ、

自分ノ女ヤ孫ヲ畧賣シ
テ、娼妓トナス者ハ、懲役
五十日ニ罪ス、妹姪及ヒ
外孫ヲ畧賣シテ、娼妓ト
ナス者ハ、子孫ヲ畧賣ス
ル罪ヨリ、各二等ヲ加ヘ
テ、重ク罪スルナリ、

第四百四十八條 凡人ヲ畧

其情ヲ知テ買フ者ハ、各賣
 ル者三二等ヲ減シ、牙保ハ
 牙、口、入、保、又、一、等、ヲ、減
 ハ、請、人、ナ、リ、ハ、一、等、ヲ、減
 ス、ハ、罪、ハ、一、等、ヲ、減、ス、其、情
 罪、賣、和、誘、ハ、情、ヲ、知、ル、ハ、
 買、フ、者、ハ、其、賣、ル、本、人、ハ、
 受、刑、罪、ハ、一、等、ヲ、減、ス、
 テ、罪、ハ、情、ヲ、知、ル、牙、保、人、ハ、
 其、買、フ、者、ノ、罪、ハ、一、等、又、一、
 等、減、ス、テ、罪、ハ、一、等、ヲ、減、ス、

第百四十九條 凡人ノ妻
 爲メ者ハ、懲役五年、人ノ
 ナ畧シテ、他人ノ妻妾ト
 爲シ、及ヒ自己ノ妻妾ト
 爲メ者ハ、懲役五年、人ノ

Blank area for text on the left page.

爲メ者ハ、懲役三年、和誘スル
 者ハ、各一等ヲ減シ、誘セ
 ラル、婦女ハ、各三等ヲ
 減ス、
 爲メ者ハ、懲役五年、人ノ
 ナ畧シテ、他人ノ妻妾ト
 爲シ、及ヒ自己ノ妻妾ト
 爲メ者ハ、懲役五年、人ノ

又ハ自分ノ妻妾トナス者ハ、懲役三年ニ科ス、納得ツクヲ引出セシメテレハ、各畧誘ノ罪ヨリ一等ヲ減シ、誘セラル、ノ婦女ハ、誘スル者ノ罪ヨリ、各三等ヲ減シテ罪スルナリ、

第百五十條 凡人ヲ畧シテ、外國人ニ賣ル者ハ、成否ヲ論セス、皆懲役十年、因テ人ヲ傷スル者ハ、皆

懲役終身、殺ス者ハ、皆斬、其和誘スル者ハ、一等ヲ減シ、誘セラル、人ハ、三等ヲ減ス、若シ子孫ヲ畧シテ、外國人ニ賣ル者ハ、懲役一年、和賣スル者ハ、一等ヲ減ス、和誘、誘ノニ未タ成ラサル者ハ、和云、

畧ノ罪ニ、又一等ヲ減ス、
賣ラル、卑幼ハ、和スト
雖、坐セス、若シ外國人
ヲ買フ者ハ、前ニ照シテ、
各一等ヲ減ス、
人ヲ略誘シテ、外國ノ人
ニ賣リ渡ス者ハ、賣渡
シオフセルト、オフセ
ストノ論ナク、同類皆ナ
懲役十年ニ罪ス、其畧

賣ニ因テ、人ヲ傷付ル者
ハ、皆ナ懲役終身ニ罪ス、
殺ス者ハ、皆ナ斬罪ニ處
ス、賣渡シタリ殺傷シタ
リスルモ、モト和誘ナシ
ハ、其誘フ者ノ罪、畧誘ノ
罪ヨリ一等ヲ減シ、同心
シテ誘ヒラル、ノ人ハ
本犯人ノ罪ヨリ、三等ヲ
減シテ罪ス、若シ自分ノ
子ヤ孫ヲ畧誘シテ、外國
人ノ手ニ賣ル者ハ、懲役
一年ニ罪ス、和誘シテ、外
國人ニ賣ル者ハ、畧賣ノ
罪ヨリ、一等ヲ減シテ罪
ス、子孫ヲ和賣畧賣スル

兇徒聚衆

凡兇徒、衆ヲ聚メ、村市ヲ毀壞燒亡シ、財物ヲ劫奪シ、若

兇徒聚衆條例

第百五十一條 凡兇徒、聚衆ノ從ニシテ、情輕キ者

モ、未タナシオフニヌナ
ンハ、其和累實ノ罪ニ、一
等ヲ減シテ罪シ、賣ラル
、所ノ子方ハ、同心ツク
タリハ、罪スルコトナシ、若
シ、内國人ガ、外國人ヲ買
フ者ハ、前文ニ照シ合セ、賣
ル罪ヨリハ、各 等ヲ減
シテ罪スルナリ、

クハ人民ヲ殺死スル者、造

意ハ、斬從ハ、流三等從ノ手

ヲ下シ、人ヲ殺シ、火ヲ放ツ

者ハ、絞、其止タ附和隨行シ、

場ニ在テ、勢ヲ助クル者ハ、

論スルコト勿レ、

兇徒、衆ヲ聚ムトハ、一揆ノ
類ニテ、三人以上十人乃至
百人千人タリモ、多人數ヲ

ハ、懲役三年、

兇徒、衆ヲ聚メテ暴ヲナ
スルニ、其從トナル者ノ、
犯罪ノ情實輕ケンハ、懲
役三年ニ罪シテ、律文ノ
如ク、必ス懲役十年トナ
サスナリ、

第百五十二條 凡附和隨

行シテ、火ヲ放ツ者ハ、從

ニシテ火ヲ放ツ者ニ、二

等ヲ減シ、懲役十年、其脅

聚メ、在ヤ村ヲ暴行シテ、家屋ヲ毀テ壞リ、火ヲ放ケタリ、又ハ人ノ財物ヲ手ゴミニハイ取シ、若クハ人民ヲ殺死スル者ハ、其一揆ノ發頭人ヲ斬罪ニ處シ、隨從人ヲ流三等ニ罪ス、隨從タリト、自ラ手ヲシテ、人ヲ殺シタリ、火ヲ放ケタリスル者ハ、絞罪ニ處ス、シカシ止テ多人數ノ中ニマシリテ、其場ヘ押出シ、加勢スルノミニテ、別段ニ手ヲシテセサル者ハ、罪セヌナリ、若シ地方ノ凶荒ニ乘シ、衆

誘セラレテ、火ヲ放ツ者ハ、懲役三年、其餘牆屋ヲ毀ツ者ハ、不應爲重ニ問フ、其止タ場ニ在テ、勢ヲ助クル者ハ、勿論ノ律ヲ改メ、違令ニ問ヒ、輕重ヲ分テ、贖罪スルヲ聽ス
附キ從テ、多人數ノ中ヘ

ヲ聚メ、良民ヲ擾害シ、官長ヲ挾制シ、及ヒ賑貸稍遲キニ因テ、村市ヲ槍奪シ、爭取ヲ擄ト云ヒ、攘取テ、奪ト云フ官癘ニ喧鬧シ、及ヒ私憤ヲ懷挾シ、衆ヲ聚メテ、市ヲ罷メ、官ヲ辱ムル者、並ニ首ハ、絞、從ハ、流三等、其餘ノ附隨ハ、亦論スルヲ勿

入り、押行キテ、火ヲ放ツ者ハ、從トナリテ、火ヲ放ツ者ノ罪ヨリ二等ヲ減シテ、懲役十年ニ罪ス、同心ヒスナレトモ、無理ニ引出サレテ、其ムレニ入り、火ヲ放ツ者ハ、懲役三年ニ罪ス、放火ノ餘ニ、牆壁ヤ家屋ヲ毀ツ者ハ、其罪ヲ不應爲重ニ問フ、何モ惡事ヲナサスシテ、其場所ヘユキ、加勢スルノミナ者ハ、罪セヌナリシガ、此律ヲ改メ、罪ヲ違令ニ問ヒ、輕重ノ別ヲツケテ

土地ノ不作饑饉ナルヲ事
トシテ、多人數ヲ聚メテ、良
民ヲ擾亂、妨害シタリ、官長
ヲ手ゴメニシテ、差圖ヲナ
シタリ、又ハ賤貸ノ出シ様
ガ遅キト云テ、市在ノ財物
ヲ搶取シ、奪取シタリ、役所
ヘガナリ込タリ、又ハ自分
一己ノ憤ヲ懷挾スルヨリ、
衆人ヲ聚メテ、市中ノ商賣
ヲ罷メサセ、官ヲ辱ムル者
ハ、何レタリモ、其首ヲ絞罪
ニ處シ、從ヲ流三等ニ罪シ、
首從ノ外、總テ附隨フ者ハ、

罪シ、贖罪スルコトヲ聽ル
サル、ナリ、

第百五十三條 凡衆ヲ聚

メ、訟ヲ構ヘ、官ニ強逼ス
ト雖モ、良民ヲ擾害スル
ニ至ラサル者、首ハ、懲役
十年、從ハ、一等ヲ減ス、從
ニシテ、情輕キ者ハ、二等

上文ノ如ク、罪スルコトナキ
ナリ、

ヲ減ス、

多人數ヲ寄セ聚メテ、訴
訟ヲカマヘ、役所ニ押逼
ルトモ、良民ニ擾騷妨害
ヲ生セシムル程ノコトデ
ナケレハ、首ヲ懲役十年
ニ罪シ、從ヲ首ヨリ一等
減シテ、懲役七年ニ罪ス、
從ヲリモ、犯情ノ輕キ者
ナレハ、本罪ヨリ二等ヲ
減シテ罪ス、

第百五十四條 凡地方官

督撫ニ失シ、民衆ノ騷擾

ヲ致シ、及ヒ兇徒衆ヲ聚
メテ、潜匿スルヲ覺察
セズ、却テ他管ニ覺知セ
ラル、者ハ、懲役百日、輕
キ者ハ、懲役七十日、
地方官、監督治撫ノ方法、
宜シカラズシテ、爲メニ
人民ノ騷動ヲ引起シタ
リ、又ハ兇徒共、多人數ヲ
聚メテ、彼此ニ潜ニ匿シ
居ルヲ見付ケ出ス、却

テ他ノ管轄ノ者ヨリ、ソ
ノヲ見發ハサル、如キ
ノ不體裁ヲナス者ハ、懲
役百日ニ罪ス、事ノ輕キ
者ナレハ、懲役七十日ニ
罪スルナリ、

夜無故入人家條例

第百五十五條 凡黑夜、田

野ノ穀麥菜菓ヲ盜取シ、
或ハ白日、人家ニ入り、及

夜無故入人家

凡夜故ナクシテ、人家ニ入
ル者ハ、笞三十、家主即時ニ
殺死スル者ハ、論スルヲ勿

レ、其已ニ拘執ニ就クテ、擅ニ

殺傷スル者ハ、闘殺傷ニ、二

等ヲ減ス、

夜中ニ、故ナクシテ、人ノ家
内ニ立入ル者ハ、答三十三
罪ス、其家ノ主人方ニテ、即
時ニ殺死スルハ、罪セヌナ
リ、シカシ其者カ繩目ニ就
タルノテ、官へ申出サスシ
テ、擅ニ殺シ傷付ル者ハ、家
主ヲ罪サテハナラヌナリ、
其罪ハ闘殺傷ノ罪ニ、二等
ヲ減シテ處スルナリ、

ニ市井田野、人ノ看守ス

ル器物ヲ盜ムニ、専主看

守人、追捕毆打シテ、死ニ

至ル者ハ、盜所ヲ離ル、

ト、否ト、贓ヲ得ルト、否ト

ヲ問ハス、懲役二年、其已

ニ拘獲ニ就クテ、復々毆

毆シ、若クハ、事後毆打シ

テ、擅ニ殺傷スル者、折傷

以上ハ、闘毆傷ニ、一等ヲ

減ス、若シ盜犯、兇器ヲ持

シ、拒捕スルニ、即時拵闘

殺死スル者ハ、罪人拒捕

律ニ依ル、

暗夜ニ、田野ノ穀麥野業
菓實ヲ盜ミ取リタリ、或
ハ白晝ニ、人ノ家内ニ人

リ、及ヒ市街田野ノ番人
 ナツケテマモラセオシ
 器物ヲ盗ムニ其持主、或
 ハ番人、盜賊ヲ追カケ捕
 ヘテ、手足ヤ棍棒等ニテ、
 ウチ殺ス者ハ、其殺セシ
 場所ガ、盜所ヨリ離ルハ
 ト、離レサルトナ問ハス、
 又品物ヲ取得シト、取得
 ストニ係ハラス、殺セシ
 者ナ、懲役二年ニ罪ス、盜
 賊、已ニ捕ヘラレテ、拘
 獲ニ就キタルノチ、復タ
 疊ミカケテ、ナブリ毆シ
 タリ、若クハ事スミノ後

チ、毆打シタリシテ、勝手
 ニ殺シ傷付ルニ其傷、折
 傷以上ナレハ、闘毆傷ノ
 罪ニ依リ、一等ヲ減シテ
 罪ス、然レモ若シ盜賊、兇
 器ヲ持チ捕獲チ拒ムヨ
 リシテ、即時ニ格闘殺死
 スルナレハ、罪人拒捕律
 ニ依テ、罪ヲ論シ、論スル
 勿レノ例ニ從フナリ、

盜賊窩主條例

第百五十六條 凡盜賊タ

ルヲ知テ、典賣ノ牙信

盜賊窩主

凡強盜ノ窩主、
盗ノ宿チナ
 ス者ナリ、

造意スルハ、身同ク行ハス

ト雖モ、但タ贓ヲ分ツ者ハ、
 行フ者ト罪同、若シ同ク行
 ハス、又贓ヲ分タサル者ハ、
 徒二年、其窩主、共ニ謀テ
 ミノ相手ニ 造意セス、同ク
 ナルナリ 行ヒテ、贓ヲ分タス、及ヒ同
 ク行ハスシテ、贓ヲ分ツ者
 ハ、行フ者ト罪同、若シ行ハ

ヲ爲ス者ハ、典賣スル所
 ノ數ヲ計ヘ、坐贓ヲ以テ
 論シ、一等ヲ減ス、若シ別
 ニ、金ヲ受ル者ハ、竊盜ニ
 準シ、從ト爲シ、重キニ從
 テ論ス、
 盜ミタル品物ナリト云
 フチ知リツ、質入シノ
 話チシタリ、請人ニ立ツ

八十、
 ス、又贓ヲ分タサル者ハ、杖

強盜ノ窩主、其金ヲ取起ス
 ノ張本ナレハ、自身ニ盜ヲ
 ナサストモ、盜賊ノウケマ
 イチ取レハ、盜ヲナシタル
 者ノ罪ト同様ニサバク、若
 シ造意スルノミニテ、盜ヲ
 ナサス、又分前ニ取ラサレ
 ハ、徒二年ニ罪ス、其窩主、タ
 クミノ相談相手ニハナレ
 且、造意ハナサズニ、同ク盜
 ナナシテ、分前ナトラス、及
 ヒ同ク盜ヲナサスシテ、分

者ハ、質入ニナシタル金
 數ヲ計ヘ、坐贓ヲ以テ其
 罪ヲ論シ、本罪ニ一等ヲ
 減シテ罪スルナリ、若シ
 別段ニ世話料等ニカコ
 ツクテ、金ヲ受ル者ハ、其
 罪ヲ竊盜ニ準シ、其從ト
 ナシニ罪中ノ重キ方ニ
 ツイテ罪スルナリ、

第百五十七條 凡典舖盜

贓タルフチ知ラスト雖
 モ、牙保ナクシテ、典賣ス

前ヲ取ル者ハ、他ノ盗ヲナ
ス者ト罪同シキナリ、ダ
クミノ相手ニハナレトモ、若シ
盗ヲナサス、分前モ取ラサ
ル者ハ、杖八十ニ罪ス、

其情ヲ知ラスシテ、暫時停

歇セシムル者ハ、坐セス、

強盗ノ宿テニルモ、強盗ト
云ノ情ヲ知ラスニ、暫ラシ
ク休泊セシムル者ハ、素ト知
ラサルコトニ、罪サスナリ、

若シ竊盗ノ窩主、造意スル

ハ、身同ク行ハスト雖モ、但
タ賊ヲ分ツ者ハ、首ト爲シ
テ論ス、若シ行ハス、又賊ヲ
分タサル者ハ、從ト爲シテ
論シ、臨時主意シテ、盗ヲ爲
ス者ヲ、以テ首ト爲ス、其窩
主、造意セス、同ク行ヒテ、賊
ヲ分タス、及ヒ同ク行ハス

レハ、物ヲ追シテ、本主ニ

給ス、若シ牙保及ヒ回曆

ヲ借ス者アレハ、價ヲ償

ハシム、其償フコト能ハサ

ル者ハ、直クニ典館ヨリ

追ス、

質屋ガ、盜賊タルコトヲ知
ラサルナリトモ、口入人モ、
請人モナクシテ、櫻リニ

取タルナシハ、其質物ヲ
携ハスニ取立テ、本ノ
盜マシ主ニ渡スナリ、若
シ牙保トナリタル者、及
ヒ通帳ヲ盜犯ニ借シタ
ル者アレハ、其者ニ價ヲ
質屋ヘ償ハシムルナリ、
シカシ其者ガ償フコト
キマナレハ、質屋カラ直
クニ取立テ、宜シキナ
リ、

第百五十八條 凡恐嚇詐

欺枉法、不枉法ノ賊タル

コトヲ知テ、受ル者ハ、坐賊

シテ、贓ヲ分ツ者ハ、仍ホ從
ト爲シテ論ス、若シ行ハス、
贓ヲ分タサル者ハ、答三十
若シ竊盜ノ窩主カ、其タツ
ミノ張本ナレハ自身ニ同
ク論マズ、且、盜ミシ品物ノ
分前ヲ取ルキハ、窩主ヲ首
ト爲シテ、罪ニアテナルナリ、
若シ造意ナルモ、盜ヲナサ
ズ、又分前モ取ラサル者ハ、
從トナシテ罪ニアテナルナ
リ、此時ハ、時ニ當テ箇様ニ

ヲ以テ論シ、一等ヲ減シ、
寄藏スル者ハ、又一等ヲ
減ス、知ラサル者ハ、坐セ
ス、
恐喝シテ取タル贓、詐欺
シテ取タル贓、枉法不枉
法ニテ取タル贓ナリト
云フチ、慥カニ知リツ、
其ヲ受ル者ハ、坐贓ノ罪
ヲ以テ論ス、知リツ、故
サテニ買取ル者ハ、坐贓

シテ盜マノト料簡シタル
者ヲ、首ト爲スナリ、竊盜ノ
窩主、造意ニテハナクテ、同
ク盜ヲナシテ、分前ヲ取ラ
サル者、及ヒ同ク盜ヲナサ
スシテ、分前ヲ取ル者ハ、重
キヤウナレモ、兎モ角造意
セサルユヘ、仍ホ從トナシ
テ罪ニアツ、若シ盜ヲナサ
ス、又分前モ取ラサル者ハ、
答三十ニ罪ス、

其強竊盜、及ヒ畧賣和誘ノ
贓タルヲ知テ、受ル者ハ、各

ノ罪ニ一等ヲ減シテ論
シ、寄藏オク者ハ、故買ノ
罪ヨリ又一等ヲ減シテ
論ス、受ル者、故買スル者、
寄藏スル者、眞ニ贓タル
ノ情ヲ知ラサルモ、罪
ニ坐セヌナリ、

第百五十九條 凡盜贓タ

ルヲ知テ、故買スル者、
再犯以上ハ、一等ヲ累加
シ、罪、懲役三年ニ止ル、其

贓ニ計ヘ、竊盜ニ準シ、從ト
 爲シテ論ス、其盜贓ヲ知テ、故
 サラニ買フ者ハ、買フ所ノ
 者ヲ計ヘ、坐贓ヲ以テ論ス、
 知テ爲ニ寄藏スル者ハ、故
 サラニ買フ者ニ、一等ヲ減
 ス、知ラサル者ハ、並ニ坐セ

知テ寄藏シ、及ヒ牙保ス
 ル者モ、又並ニ一等ヲ累
 加シ、罪、懲役二年半ニ止
 ル、
 盜ミタル品物ト云フチ、
 知リツ、故サラニ其チ
 買取ル、再度以上ナレ
 ハ、二度目ヨリ三度目ト、
 段々ニ一等ツ、チ累チ
 加ヘテ罪ス、數犯ニ及ヘ
 ハ、死罪ニモナル筈ナレ

ス、
 窩主、強竊ノ贓、及ヒ畧賣和
 誘ノ贓ト云フチ知リツ、
 其チ受ル者ハ、強竊盜、畧賣
 和誘ノ財ノ受タル數チ、贓
 ニ計ヘ、竊盜ニ準シテ、罪チ
 論シ、從ト爲シテ罪スルチ
 リ、盜贓タルヲ知リツ、
 故サラニ買取ル者ハ、其買
 フ處ノ物ヲ計ヘ坐贓ヲ以
 テ罪チ論ス、又知リツ、
 盜賊ノ爲メニアツカリヤ
 ル者ハ、故サラニ買取者ノ
 罪ヨリ、一等ヲ減シテ論ス、
 全ク知ラサル者ハ、受ルモ、

且、罪、懲役三年ニ止リ、コ
 レヨリ重ク罪セヌナリ、
 又盜贓タルヲ知リツ、
 ツ、寄藏スル者、及ヒ牙保
 スル者モ、亦故買スル者
 ノ如ク、再犯以上ハ、一等
 ツ、チ累加シ、罪、懲役二
 年半ニ止リ、コレヨリ重
 ク罪セヌナリ、

買フモ、寄藏スルモ、並ニ罪
セヌナリ、

共謀爲盜

凡共ニ強盜ヲ爲サント謀
リ、其一人、臨時行ハスシテ、
餘ノ行フ者、謀ニ違ヒ、却テ
竊盜ヲ爲セハ、共謀ノ造意
者ハ、行スト雖トモ、贓ヲ分
テハ、竊盜ノ首ト爲シ、餘人

ハ、並ニ竊盜ノ從ト爲ス、若
シ造意者、行ハス、又贓ヲ分
タサルハ、竊盜ノ從ト爲シ、
餘人ノ行ハス、又贓ヲ分タ
サル者ハ、並ニ答四十、臨時
主意シテ、盜ヲ爲ス者ヲ以
テ、竊盜ノ首ト爲ス、

共々ニ相談シテ、強盜ヲナ

サント巧ラミタル者ノ中、
其一人ガ時ニ臨ミテ盜ヲ
行ハサルヨリシテ、餘ノ仲
間ノ者、巧ラミカ違フテ、モ
トノ約束ノ強盜ヲ罷メ、却
テ竊盜ヲ爲セハ、共謀中ノ
一人ナル發頭者ハ、盜ヲ行
ハストモ、贓物ノ分前ヲ取
レハ、ソレヲ竊盜ノ首ト爲
シ、餘ノ者ハ、盜ヲ行ヒ、贓ヲ
分ツモ、竊盜ノ從トナス、若
シ發頭人ガ、盜ヲ行ハス、又
贓ヲモ分クサルナレハ、竊
盜ノ從トナシ、餘人ノ盜ヲ
行ハス、又贓ヲモ分クサル
者ハ、答四十二罪ス、此片ハ、

其場ニナリ主張シテ、盜ヲ
爲ス者ヲ以テ、竊盜ノ首ト
ナスナリ、

其共ニ竊盜ヲ爲サント謀
リ、其一人臨時行ハスシテ、
餘ノ行フ者、謀ニ違ヒ、却テ
強盜ヲ爲セハ、造意者ハ、行
ハスト雖モ、贓ヲ分テハ、竊
盜ノ首ト爲ス、造意者行ハ

ス、又贓ヲ分タス、及ヒ餘人
ノ行ハスシテ、贓ヲ分ツ者
ハ、俱ニ竊盜ノ從ト爲シ、臨
時主意シ、及ヒ共ニ強盜ヲ
爲ス者ヲ以テ、首從ヲ分タ
ス論ス、

共々ニ相談シテ、竊盜ヲナ
サント巧ラミタル者ノ中、
其一人ガ、時ニ臨ミ竊盜ヲ

行ハサルヨリシテ、餘ノ者、
巧ラミガ違フテ、モトノ約
束ノ竊盜ヲ罷メ、却テ強盜ヲ
爲セハ、共謀中ノ一人ナル
發頭者ハ、盜ヲ行ハストモ、
贓物ノ分前ヲ取レハ、ソレ
ヲ竊盜ノ首ト爲シテ罪ス、
發頭人ノ盜ヲ行ハス、又贓
ヲモ分タサル者、及ヒ餘人
ノ盜ヲ行スシテ、贓物ノ分
前ヲ取ル者ハ、俱ニ竊盜ノ
從トナシテ罪ス、而シテ其
場テ強盜ヲ主張シタル者、
及ヒ共ニ強盜ヲ行ヒタル
者ヲ以テ、首從ノ別ヲナシ、

強盜罪ニ申付ルナリ、

人命律

人命トハ人ゴロシノイ
ナリ此律ハ總テ人ノ命
ニ係ルイナ論ス、

謀殺

凡人ヲ謀殺スルニ、謀殺ト
ハ、兼テ
ヨリタクミモクロン
デ、人ヲ殺スナ云フ、
造意者
ハ、事ヲ企テシ
者ヲ云フ、
斬、從ニシテ

加功スル者ハ、絞、加功セサ

新律綱領人命律 ○ 一

人命律

謀殺條例

第六十條 凡人ヲ殺サ

ント謀リ未タ行ハスト

雖モ、謀狀、顯跡アル者ハ、

首ハ、懲役百日、從ハ、懲役

五十日、

人ヲ殺サントモクロミ

改定律例人命律 ○ 一

ル者ハ、流三等、

人ヲ謀殺スルニ、張本タル
造意者ハ、斬罪ナリ、徒トテ
其事ニ與力シタル者、手ヲ
下シテ助ダナスレハ、絞罪
ナリ、徒タリトモ、手ヲ下サ
レハ、流三等ニ罪ス、

若シ傷シテ死セサル、造意
者ハ、絞、從ニシテ、加功スル
者ハ、流三等、加功セサル者
ハ、徒三年、

タルニ、未タ其事ヲ行ハ
ストモ、謀殺ヲ企テシ有
様ニ、シカトシタル證據
アルナレハ、首タル者ヲ、
懲役百日ニ、從タル者ヲ、
懲役五十日ニ處ス、

第六十一條 凡謀殺已

行未行ノ罪犯、並ニ、罪、死
ニ至ラサル者、處斷シ訖
レハ、親屬鄰佑ニ、再犯ノ
念ナキトテ保證セシメ、

謀殺ヲ行フテ、其人ニ傷ヲ
負スルノミニテ、殺ニ至ラ
サルハ、造意者ヲ、絞罪ニ
處シ、從ニシテ、手ヲ下セシ
者ヲ、流三等ニ罪シ、手ヲ下
ササル者ヲ、徒三年ニ罪ス
ルナリ、

若シ謀ヲ已ニ行フト雖モ、
未タ人ヲ傷セサル、造意者
ハ、徒三年、從ハ、同ク行ハス
ト雖モ、杖一百、

始テ放還スルヲ聽ス
若シ保人ナケレハ、獄則
ニ照シテ、懲治監ニ入レ、
悔過ノ日ヲ待テ、始テ放
還スルヲ聽ス、

人殺ヲ謀テ、其事ヲ已ニ
行ヒタル罪犯、及ヒ未タ
行ハザル罪犯ノ、其罪、死
刑ニ至ラサル者ヲ、罪ニ
處シタル後、ハ、當人ノ

若シ人ヲ殺サント謀テ、已ニ行フナレトモ、未タ其人ヲ傷セザルナレトモ、造意者ヲ徒三年ニ罪ス、從タル者、行ヒハ勿論、縱令ヒ同シク行ハストモ、杖一百ニ罪ス、其造意者ハ、並ニ身行ハスト雖モ、仍ホ首ト爲シテ論ス、從ニシテ、行ハサル者ハ、各行ヒテ、加功セサル者ニ、一等ヲ減ス、

第百六十二條 凡人ヲ殺サント謀リ、已ニ行フテ、其人、知覺奔逃シ、未タ傷

親屬鄰里ノ人ニ立タシメテ、再犯ノ念意ヲ絶チテ、然ル後チ、始テ放還セラル、ナリ、若シ其保證ニ立ツ人ナケレハ、獄則ニ照シテ、更ニ懲治監ニ入レ、過チテ悔悟スルノ日ヲ待チ、始テ放還スルヲテユルス、

謀殺ノ造意者ハ、何レモ自身ニ行ハサルナリトモ、矢張り首トナシテ論ス、從タル者、自身行ハサルキハ、各行ヒテ、手ヲ下サ、ル者ノ罪ヨリ、一等ヲ減スルナリ、若シ因テ財ヲ得ル者ハ、強盜ニ同シク、首從ヲ分タス、罪ヲ論ス、

若シ謀殺ニ因テ、其人ノ財物ヲ奪取ル者ナレハ、強盜ノ罪ニ同シク、首從ノ差別

ヲ受ケスト雖モ、失跌及ヒ墮水等、奔脱ニ因テ、他所ニ死スル者、造意者ハ、懲役十年、從タル者ハ、懲役三年、若シ兇悍ニ迫ラレテ、當時失跌シテ死スル者、造意者ハ、絞從タル

ナ立ヲスシテ、罪ニ申付ル
ナリ、

者ハ、懲役十年、

人ヲ殺サントモシロミ
テ、已ニ其事ヲ行フ片、謀
ラル、人ソレヲ知リ覺
リテ、奔逃シ、未ク傷ヲ受
ケヌナレトモ、奔逃スル片、
失^{ツキ}及ヒ墮^{ツキ}水等ノタメ、
其場所ノ外デ死スル片、
ハ、罪犯、手ヲ下サズト雖
モ、謀殺ヲ行フヨリ起リ
タル死ナレハ、造意者ヲ、
懲役十年ニ處シ、從タル
者ヲ、懲役三年ニ處ス、若
シ兇^{ツキ}悍^{ツキ}ニ追ヒ迫ラレテ、
既ニ命ヲ危キ片、失^{ツキ}跌

シテ死スルナレハ、造意
者ヲ、絞罪ニ處シ、從タル
者ヲ、懲役十年ニ罪スル
ナリ、

第百六十三條 凡人ヲ謀

殺セント欲シテ、謀ヲ舉
ル時、其謀ラル、ノ人、謀
機ヲ知覺シテ、却テ謀者
ヲ殺ス者ハ、故殺律ニ依

リ、已ニ行フ時ニ臨ミ、却
 テ殺ス者ハ、罪人不拒捕
 而殺律ニ依リ、殺スノ時
 ニ臨ミ、却テ殺ス者ハ、捕
 吏格殺律ニ依リ、論スル
 勿レ、
 人ヲ謀殺セント企ダテ
 、其謀ヲ舉ルルキ、謀殺ヲ
 受ル人、早クソレヲ知覺

シテ、自分ノ方ヨリ、却テ
 謀者ヲ殺スルキハ、其殺シ
 タル罪ヲ、故殺律ニ依テ
 論スルナリ、又已ニ謀殺
 ヲ行フ時ニ臨ミ、謀ラ
 ル人ヨリ、却テ謀者ヲ殺
 スニ、其罪、罪人不拒捕而
 殺律ニ依テ論スルナリ
 又已ニ殺サル、ノ時ニ
 臨ミ、却テ謀者ヲ殺スル、
 其罪ヲ捕吏格殺律ニ依
 リテ論シ罪スルナキ
 ナリ是レハ、身命ノ全カ
 ラン、ヲ欲スルヨリ出
 ルユヘナレバナリ、

第六十四條 凡嬰兒ヲ

殺ス者ハ、各等親ニ照シ

謀故殺本條ニ依テ科斷

ス、若シ穩婆、囑託ヲ受テ

殺ス者ハ、囑託スル者ト

同罪、

嬰兒ヲ殺ス者ハ、其殺シタル者ト、殺サレシ兒トノ等親ニ照シ、謀殺故殺

謀殺官屬長官

凡吏卒軍民、本屬ノ勅任長

官ヲ謀殺スルニ、己ニ行フ

者ハ、流三等、己ニ傷スル者

ハ、斬己ニ殺ス者ハ、皆梟

吏卒ヲ軍民、其支配ヲ受ル

ノ本條ニ依テ科斷スルナリ、若シ穩婆、囑託ヲ受ケテ殺スナレハ、囑託シタル者ト、同罪ニ科スルナリ、

謀殺官吏律 原謀殺本

屬長官律

第六十五條 凡勅任官

ヲ謀殺スルニ、己ニ行フ

者、首ハ、懲役十年、從ハ、懲

役七年、己ニ傷スル者、首

處ノ勅任長官ヲ謀殺スル
ニ、已ニ事ヲ行フ者ハ、流三
等ニ罪ス、行フテ已ニ傷付
ル者ハ、斬罪ニ處シ、已ニ殺
シタル者ハ、首從ノ別ヲ立
テズシテ、皆ナ梟ニ處スル
ナリ、

若シ奏任長官ヲ謀殺スル

ニ、已ニ行フ者ハ、流二等、已

ニ傷スル者ハ、絞、已ニ殺ス

者ハ、皆斬、

ハ、斬從ニシテ、加功スル
者ハ、懲役終身、加功セザ
ル者ハ、懲役十年、已ニ殺
ス者ハ、皆斬、

平民タル者、勅任官ヲ謀
殺セント企テ、已ニ行
フ者、其首ハ、懲役十年ニ
罪シ、從ハ、懲役七年ニ罪
ス、行フテ已ニ傷付ル者、
其首ハ、斬罪ニ處シ、從
ル者、加功スレハ、懲役終
身ニ罪シ、加功セザレハ、

吏卒軍民、本屬ノ奏任長官
ヲ謀殺スルニ、已ニ事ヲ行
フ者ハ、流三等ニ處ス、已ニ
行フテ傷クル者ハ、絞罪、已
ニ殺ス者ハ、皆メ斬罪ニ處
ス、

若シ判任長官ヲ謀殺スル

ニ、已ニ行フ者ハ、流一等、已

ニ傷スル者ハ、絞、已ニ殺ス

者ハ、皆斬、

判任ノ長官ヲ謀殺スルニ、

懲役十年ニ罪ス、已ニ殺
ス者ハ、首從ノ別ナシ、皆
メ斬罪ニ處ス、

若シ奏任官ヲ謀殺スル

ニ、已ニ行フ者ハ、懲役七

年、從ハ懲役五年、已ニ傷

スル者、首ハ、絞、從ニシテ、

加功スル者ハ、懲役終身、

加功セザル者ハ、懲役十

已ニ事ヲ行フ者ハ、流一等
ニ罪ス、行フテ已ニ傷ヲ負
ハスル者ハ、絞罪ニ處シ、已
ニ殺ス者ハ、首從ノ別ナク、
皆斬罪ニ處ス、

其長官、及ヒ本屬ニ非ル者

ハ、已ニ殺スト雖モ、凡人謀

殺ニ依リ、首從ヲ分テ、罪ヲ

科ス、

勅、奏、判任官ヲ謀殺スルモ、
其謀人ノ長官及ヒ本屬ニ
アラザル以上ハ、行フテ已

年、已ニ殺ス者ハ、皆斬、

若シ奏任官ヲ謀殺シ
テ、已ニ事ヲ行フ者、其
首ハ、懲役七年ニ罪シ、從
ハ、懲役五年ニ罪ス、行フ
テ、已ニ傷ヲ負ハスル者、
首ハ、絞罪ニ處シ、從タル
者、加功スレハ、懲役終身
ニ罪シ、加功セザレハ、懲
役十年ニ罪ス、行フテ已
ニ殺ス者ハ、首從ノ別ナ
ク、皆斬罪ニ處ス、

若シ判任官ヲ謀殺スル

ニ、已ニ行フ者、首ハ、懲役

五年、從ハ、懲役三年、已ニ

傷スル者、首ハ、絞、從ニシ

テ、加功スル者ハ、懲役終

身、加功セサル者ハ、懲役

十年、已ニ殺ス者ハ、皆斬、

若シ判任官ヲ謀殺セシ
トテ、已ニ事ヲ行フ者、其
首ハ、懲役五年ニ罪シ、從
ハ、懲役三年ニ罪ス、行フ
テ、已ニ傷ヲ負ハスル者、

ニ殺ストモ、凡人謀殺ニ依
リ、首從ノ別ヲ立テ、處分
スルナリ、

首ハ、絞罪ニ處シ、從タル者、加功スレハ、懲役終身ニ罪シ、加功セサレハ、懲役十年ニ罪ス、行フテ已ニ殺ス者ハ、首從ノ別ナク、皆ナ斬罪ニ處ス、

謀殺官吏條例

第六十五條 凡判任官

勅任官ヲ謀殺スルニ、已

ニ行フ者、首ハ、懲役七年

從ハ、懲役五年、已ニ傷ス

ル者、首ハ、絞、從ニシテ、加功スル者ハ、懲役終身、加功セサル者ハ、懲役五年、已ニ殺ス者ハ、皆斬、若シ奏任官ヲ謀殺スルニ、已ニ行フ者、首ハ、懲役五年、從ハ、懲役三年、已ニ傷スル者、首ハ、絞、從ニシテ、加

功スル者ハ、懲役終身、加
功セサル者ハ、懲役五年、
己ニ殺ス者ハ、皆斬、

判任官タル者、勅任官ヲ
謀殺セント企テ、己ニ事
ヲ行フナレハ、首ヲ懲役
七年ニ罪シ、從テ懲役五
年ニ罪ス、行フテ己ニ傷
ヲ負ハスレハ、首ヲ絞罪
ニ處シ、從タル者、加功ス
レハ、懲役終身、加功セサ
レハ、懲役五年ニ罪ス、行
フテ、己ニ殺スナレハ、首

從ノ別ナク、皆ナ斬罪ニ
處ス、若シ判任官タル者、
奏任官ヲ謀殺セント企
テ、己ニ行フナレハ、首ヲ
懲役五年ニ罪シ、從テ懲
役三年ニ罪ス、行フテ、己
ニ傷ヲ負ハスレハ、首ヲ
絞罪ニ處シ、從タル者、加
功スレハ、懲役終身ニ處
シ、加功セサレハ、懲役五
年ニ罪ス、行フテ己ニ殺
スナレハ、首從ノ別ナク、
皆ナ斬罪處ス、

第百六十七條 凡奏任官

勅任官ヲ謀殺スル者ハ、
 判任官、奏任官ヲ謀殺ス
 ルト、罪同シ、其勅任官、奏
 任官ヲ謀殺シ、及ヒ奏任
 官、判任官ヲ謀殺スル者
 ハ、凡人謀殺ヲ以テ論ス、
 奏任官タル者、勅任官ヲ
 謀殺スルニ、其處分ハ、判
 任官タル者、奏任官ヲ謀

謀殺祖父母父母

凡祖父母、父母及ヒ伯叔父
 姑兄、姪若クハ外祖父母、夫
 夫ノ祖父母、父母ヲ謀殺ス

殺スルト、罪同シキナリ、
 又勅任官タル者、奏任官
 ナ謀殺シタリ、或ハ奏任
 官タル者、判任官ヲ謀殺
 シタリ、相謀殺スルハ、並
 ニ凡人謀殺ヲ以テ、罪ヲ
 論ズルナリ、

謀殺祖父母父母條例

第六十八條 凡祖父母

父母、及ヒ伯叔父、姑兄、
 姪若クハ外祖父母、夫、夫ノ

ルニ、已ニ行フ者ハ、皆斬、已ニ殺ス者ハ、皆梟、三等親以下ノ尊長ヲ謀殺スルニ、已ニ行フ者、首ハ、流一等、從ハ、徒三年、已ニ傷スル者、首ハ、絞、從ハ、加功スル者、加功セサル者、並ニ凡人ト同ク、罪ヲ論ス、已ニ殺ス者ハ、皆斬、

祖父母、父母ヲ謀殺スルニ、已ニ行フ者ハ、皆斬ニ處スル律ヲ改メ、皆絞、祖父母、父母及ヒ伯叔父、姑若クハ兄、姉、又ハ外祖父母、夫、夫ノ祖父母、父母ヲ謀殺セントシテ、已ニ行フ者ハ、首從ノ別ナク、皆ナ斬罪ニ處スルナリ、シガ、此律ヲ改メテ、皆ナ絞罪ニ處スルトナク、

祖父母、父母及ヒ伯叔父、姑、兄、姉、若クハ外祖父母、夫、夫ノ祖父母、父母ヲ謀殺セントシテ、已ニ行フ者ハ、傷ヲ負ハ、首ニ論ナク、首從ノ別ナク、皆ナ斬罪ニ處ス、行フテ、已ニ殺ス者ハ、皆ナ梟處ス、三等親以下ニ位スル目上ノ親ヲ、謀殺スルニ、已ニ行フ者、其首ヲ流一等ニ罪シ、從ヲ徒三年ニ罪ス、行フテ、已ニ傷ヲ負ハ、スル者ハ、首ヲ絞罪ニ處シ、從ニシテ、加功ス者モ、加功セサル者モ、凡人ト同様ニ看做シ、罪ヲ論ス、行フテ、已ニ殺

ス者ハ首従ノ別ナク、皆ナ
斬罪ニ處ス、

若シ五等親以上ノ尊長卑
幼ヲ謀殺スルニ、已ニ行フ
者ハ、各鬪毆律内、尊長故殺
卑幼律ニ依リ、二等ヲ減ス、
已ニ傷スル者ハ、一等ヲ減
ス、已ニ殺ス者ハ、故殺律ニ

テキコロニテヒトナコトス

依ル、

五等親以上ニ位スル、目上
ノ親ガ、目下ノ親ヲ殺サシ
ト謀リ、已ニ事ヲ行フ者ハ、
各鬪毆律ノ内ニアル、尊長
故殺卑幼律ニマカセテ、二
等ヲ減シテ罪ス、行フテ已
ニ傷ヲ負ハスル者ハ、同律
ニ依リテ、一等ヲ減シ罪ス、
行フテ已ニ殺ス者ハ、乃チ
尊長故殺卑幼ノ本律ニ依
テ、罪スルナリ、

謀殺家長

凡奴婢家長ヲ謀殺スルニ
己ニ行フ者ハ、流三等己ニ
傷スル者ハ、斬己ニ殺ス者
ハ、皆梟

奴婢、其家長ヲ謀殺セント
シテ、己ニ行フ者ハ、流三等
ニ罪ス、行フテ己ニ傷ヲ負
ハスル者ハ、斬罪ニ處ス、行
フテ己ニ殺ス者ハ、首從ノ
別ナク、皆ヲ梟死ニ處ス、
若シ雇人、家長ヲ謀殺スル

己ニ行フ者ハ、流一等己
ニ傷スル者ハ、絞己ニ殺ス
者ハ、皆斬

奴婢ハ、士族以上及ヒ官吏
ノ召使ヲ指スモノニシテ、
雇人ハ、平民ノ召使ヲ指ス
ナレトモ、其改正アリシコト、
改定律例ノ名例律ニ於テ
知ル可シ。○雇人其家長ヲ
謀殺セントシテ、己ニ行フ
者ハ、流一等ニ罪ス、行フテ
己ニ傷ヲ負ハスレハ、絞罪
ニ處ス、行フテ己ニ殺ス者

ハ首犯ノ別ナク、皆テ新罪ニ處ス

殺死姦夫

凡妻妾人ト姦通スルニ本夫姦所ニ於テ親ラ姦夫姦婦ヲ獲テ即時ニ殺ス者ハ論スルヲ勿レ、若シ本夫止テ姦夫ヲ殺ス者ハ、姦婦ハ和姦律ニ依リ、罪ヲ科ス、止

殺死姦夫條例

第一百六十九條 凡姦夫自ラ本夫ヲ殺ス者ハ、姦婦情ヲ知ラスト雖モ、絞、改テ懲役終身
姦夫自カラ其婦ノ本夫ヲ殺スニ、姦婦ノ關カリ知ラサルヲナリト固ト

タ姦婦ヲ殺ス者ハ、姦夫ハ、流三等、本夫ハ、並ニ論スルヲ勿レ、

妻妾タル者、人ト姦通シテスニ、眞夫、其姦通ヲナシ居ル所ニ於テ、自身ニ姦夫ト姦婦トヲ獲得テ、其場ニ兩人ヲ殺スナレハ、眞夫ヲ罪スルヲナシ、若シ姦婦ヲ殺サスシテ、姦夫ノミナリ其場ニ殺セバ、其姦婦ヲ和姦律ニマカセテ罪科ス、若シ姦夫ヲ殺サズシテ、姦婦ノミナリ殺セバ、其姦夫ハ流三等ニ罪ス、何シカ一人ヲ殺ス

第一百七十條

凡姦婦、自ラ本夫ヲ殺ス者、姦夫、果シテ情ヲ知ラサルハ、止テ姦罪ヲ科ス
姦婦、自カラ其本夫ヲ殺スニ、姦夫、全ク關カリ知ラザレハ、其姦夫ヲ止テ姦通ノ罪ノミニ處ス

ノミナリトモ、本夫ハ罪セラ
レヌナリ、

前法姦通ノ如ク、處分ス
ルコトナキナリ、

其妻妾、姦ニ因リ、同謀シテ、
本夫ヲ殺ス者ハ、梟姦夫ハ、
斬、若シ姦夫自ラ本夫ヲ殺
ス者ハ、姦婦情ヲ知ラスト

雖モ、絞

兼テ姦通ヲナシ居ル妻妾、
姦事ヨリ起リテ姦夫ト相
談ツクニテ、本夫ヲ殺ス者

第百七十一條 凡姦婦過
テ悔ヒ、拒絶スル後、姦ヒ、
姦好ノ續キ難キヲ憤リ、
本夫、及ヒ祖父母父母ヲ
殺死スル者、拒絶ノ證據、
明白ナレハ、婦女ハ、止メ
姦罪ヲ科ス、

ハ、梟死ニ處ス、相談相手ノ
姦夫ハ、斬罪ニ處ス、若シ姦
夫自カラ本夫ヲ殺スニ、姦
婦其情ヲ知ラサルナリトモ、
固ト姦ニ起リシコトニ、
其婦ヲ絞罪ニ處ス、

妻妾前キニ姦通ヲナセ
ト、其過ヲ後悔シテ、姦夫
ト縁ヲ拒絶シタル後、
ニ、夫永シ姦通ノ出來
ザルヲ憤リテ、本夫及ヒ
祖父母、父母ヲ殺死スル
ニ、姦通ヲ拒絶セシト、云
證據ガ、明白ニ立ツナレ
ハ、其姦婦ニハ、止メ姦罪
ノミナリテ、殺死ノ罪
ニ及ボサヌナリ、

第百七十二條 凡姦夫、姦

婦、姦所ニ於テ、本夫ニ撞

見セラレ、直ニ脱逃スル
ニ、本夫即時逐テ門外ニ
至リ殺ス者ハ、姦所ト同
シ、若シ姦所及ヒ即時ニ
非スシテ、姦夫ヲ殺傷ス
ル者、審料スルニ、姦情確
實ナレハ、闘毆傷ニ二等
ヲ減ス、止タ姦婦ヲ殺傷

スル者、折傷以上ハ、闘殺
場ニ、五等ヲ減ス、姦夫ハ、
和姦本條ニ依ル、若シ姦
情曖昧、確據ナクシテ、男
婦ヲ殺傷スル者ハ、各謀
故、闘殺傷本條ニ依ル、

姦夫ト姦婦ト、姦通シオ
ル所ヲ、本夫ニ見ツケテ
レテ、直様其場ヲ脱逃ス

ルニ、本夫、其時追カケテ
 門外ニ至リ、殺死スルモ、
 姦所ニ於テ殺死スルト、
 同シ、若シ姦通ノ姦所ヤ、
 其時デナクシテ、姦夫ヲ
 シタリ、傷ヲ負ハセタ
 リスルニ、ソレヲ吟味糺
 問シタル所口、姦通ノ事
 情儘ニシテ、疑ハシキコ
 ナケレハ、闕殺傷ノ罪
 二等ヲ減シテ處分ス、
 夫ニ搆ハス、止ダ姦婦ノ
 ミナ殺傷スルニ、其キツ、
 折傷以上ナレハ、本夫ヲ
 闕殺傷ニ五等ヲ減シテ
 罪ヲ、其姦夫ハ、和姦ノ本

殺一家三人

凡謀殺、故殺、ヒツクテ行盜シテ、
 一家ノ死罪ニ非サル、三人
 以上ヲ殺シ、若クハ人ヲ支

殺一家三人條例

第百七十三條 凡一家ノ
 死罪ニ非サル、三人以上
 殺シ、若クハ人ヲ支

條ニ依テ處分ス、若シ
 通ノ事情カ、明白ニワカ
 ラス、コレト云タシカ確ノ證據
 ナキニ、男婦ヲ殺シタリ、
 傷ヲ負ハセタリスレハ、
 其夫ヲ、各謀殺傷故殺傷
 闕殺傷等ノ本條ニ依テ
 斷處ス、

解スル者ハ、皆是

謀殺、故殺、又ハ放火、行盜、シテ一家ノ内ニ於テ、死罪ヲ犯スニアラサル者ヲ、三人以上ヲ殺スルカ、及ヒ一人ヲ殺シ、手足ヲ切ナクシテ、ナブリシテスル者ハ、首從ノ別ナク、皆ナ臈死ニ處ス、

ト雖モ、同居セシト雖モ、父子

兄弟等、至親ニ係ル者皆是ナリ、

律文ニ、一家ノ死罪ニアラサル、三人以上ヲ殺スト、稱シアル者ハ、其家内ノ者ノミナ謂フニアラス、召使タリト、同居シテオル者チモ云フ、殊トニ同居セスト、父子兄弟等

魘魅人

凡魘魅ヲ行ヒ、符書ヲ造リ、呪詛シテ、人ヲ殺サント欲スル者ハ、各謀殺ヲ以テ論ス、止タ人ヲ疾苦セシメント欲スル者ハ、謀殺ト行末

ノ如キ、至テ近キ親屬ナレハ、皆ナコソ等ナ、一家三人ト云フ内ニ入ルナリ、

傷ニ、二等ヲ減ス、

魔^{マジ}行^{コト}ヒ、符^{イナリ}書^{ガキ}ヲ造^ツリ
ナトシテ、呪^{クサ}詛^{クサ}ヲナシ、因^レテ
人ヲ殺^スサント欲^ススル者ハ、
各謀^ル殺^スヲ以^テ、其罪ヲ論^ス、
殺^ス意^{ナク}、止^マ苦^ク痛^クヲ以^テ、
テ煩^ハサント欲^ススル者ハ、
謀^ル殺^ス已^ニ行^フテ、未^ダ傷^ヲ
負^ハセサル者ニ、二等減^シ
テ處^分ス、

毒藥殺人

凡毒藥ヲ用ヒテ、人ヲ殺シ、

毒藥殺人條例

第七十四條 凡人ヲ殺

及ヒ藥シテ、死セサル者ハ、
各謀^ル殺^ス律ニ依^テ論^ス、買^テ
未^ダ用^ヒサル者ハ、徒^ニ二年
半^ノ情^ヲ知^テ毒^ヲ賣^ル者
ハ、同^ノ罪^ニ、流^ニ三等ニ止^ル、知^ラ
ラサル者ハ、坐^セス、

毒藥ヲ用ヒテ、人ヲ殺ス者、
及ヒ藥ヲ用ユルニ、其人死
セサル者ハ、各謀^ル殺^ス律ニ依^テ

スノ心ナシト雖モ、毒藥
ヲ用ヒテ、故^ラニ疾^苦セ
シムル者ハ、懲^役八十^日、
人ヲ殺スノ心^{ナシ}ハナシ
ト雖モ、毒藥ヲ用ヒテ、健
康^ノ人ヲ、故^ラト疾^苦セシ
ムル者ハ、懲^役八十^日ニ
罪^ス、

テ、罪ヲ論スルナリ、藥ヲ買
求メタルノミニテ、未タ用
ヒサル内ニ、發覺スレハ、其
者ヲ徒二年半ニ罪ス、人ヲ
殺ス爲メニ、買フト云フ情
ヲ知リツ、毒藥ヲ賣ル者
ハ、用ユル本人ト同罪ナリ、
然レモ賣ル者ノ罪ハ、流三
等ニ止ル、人ヲ殺スト云フ
情ヲ知ラスシテ、賣者ハ、罪
ニ坐セヌナリ、

鬪毆及故殺

凡鬪毆シテ、人ヲ殺ス者ハ、

鬪毆及故殺條例

第七十五條 凡鬪毆、人

手足他物金刃キレモノヲ問ハス、並

ニ絞、故殺スル者ハ、斬、

テキゴ、ニテコロス

双方共、鬪毆シテ、一方ノ人
ヲ殺ス者ハ、殺スニ、手ヤ足
ニテ、打アヒスルカ、或ハ他
物金刃キレモノヲ以テスルカヲ問
ハス、何レタリモ、絞罪ニ處
ス、鬪毆デナクシテ、一時ノ
出來心ニリ、人ヲ殺ス者ハ、
斬罪ニ處ス、

若シ同ク謀リ、共ニ人ヲ毆

キ、因テ死ニ致スニ、手ヲ下

ヲ殺ス者ハ、絞改テ懲役

終身、

鬪毆ニテ、人ヲ殺ス者ハ、
絞罪ニ處スルナリシガ、
改メテ懲役終身トナス、

第七十六條 凡亂毆シ

テ、人ヲ殺シ、傷ノ先輕後重ナ

知ラサル者、原謀アレハ、

原謀者ヲ、懲役終身ニ處

シ、致命傷ヲ爲ス者ハ、絞、原

謀者ハ、共ニ毆ト否ヲ問ハ

ス、流三等餘人ハ、手ヲ下ス

ト雖モ、致命傷ヲ爲サ、ル

者ハ、杖九十、

相談ヲナシ、シクンテ、共々

ニ人ヲ毆打シ、即時ニ殺サ

スモ、其毆傷ヨリ、時ヲ經テ

死ニ至ラシムルニ、共毆ノ

内、手ヲオロシテ、致命傷ヲ

ナス者ハ、絞罪ニ處ス、原謀

ス、若シ原謀、共ニ毆サレ

ハ、初鬪者ヲ懲役終身ニ

處シ、原謀者ハ、懲役十年

餘人ハ、並ニ懲役九十月

多人數シテ、人ヲ亂レ毆

ニ打テ殺シタルニ、其傷

ヲ先キニ負ハセシハ、誰、輕

キ傷ヲ付シハ、誰、重キハ

誰ト云フコト分ラサルキ、

原謀者アレハ、原謀者ヲ

懲役終身ニ處ス、原謀ガ、

者ハ、共々毆打スルト否ヲ
サルトナ問ハス、流三等ニ
罪ス、餘ノ者ハ、手ヲオロス
モ、致命傷ヲナサ、レバ、杖
九十ニ罪ス、

第一百七十七條 凡亂毆シ

テ、人ヲ殺シ、先後輕重ヲ

知ラサル者、若クハ、原謀

同夥、共ニ毆テ、各致命重

アルナレモ、共ニ毆タサ
レハ、手ヲ下シ初メシ者
ヲ、懲役終身ニ處シ、原謀
者ヲ懲役十年ニ罪シ、餘
ノ人ハ、共毆ト否サルト
ニ拘ハラヌ、並ニ懲役九
十月ニ罪スルナリ、

傷ヲ爲ス者、一人實ニ罪
ヲ畏レテ自盡シ、及ヒ已
ニ獄ニ在リ、或ハ押解中
途ニ在リテ、病斃スル者
アレハ、一等ヲ減シ、懲役
十年ニ處ス、

亂レ打ヲナシテ、人ヲ殺
スニ、其傷ノ先後ヤ、輕重
ヲ、誰々ナリト、分明ニ知

レサルハ、若シハ、原謀者、
同仲間、共ニ毆打シテ、銘
々致命重傷ヲ爲スハ、其
内ノ一人ガ、實以テ罪ヲ
畏入リテ、自害スルガ、又
ハ己ニ獄屋ニ繋カシ居
或ハ引連行シ途中ニ在
リテ、病ノ爲メ斃死スル
者アレハ、懲役終身ノ罪
ナレトモ、一等ヲ減シテ、懲
役十年ニ處ス、

第百七十八條 凡同謀、共
ニ人ヲ毆テ、傷皆致命ニ



シテ、即時身死スレハ、後
 ニ手ヲ下シ、傷ヲ成ス
 重キ者ヲ懲役終身ニ處
 ス、若シ時日ヲ經テ、身死
 スルニ至ル者ハ、何傷死
 ニ致ス^{イシキマ}ヲ究明シテ、傷
 ヲ成ス^{イシキマ}重キ者ヲ懲役
 終身ニ處ス、若シ原謀、共



ニ毆テ、亦致命重傷ヲ爲
 スニ係ラハ、原謀者ヲ懲
 役終身ニ處ス、
 相談仲間ノ者、共々ニ人
 ヲ毆打スルニ、其傷、重シ
 シテ皆ヲ致命ナルユヘ、
 即時ニ身命ヲ落スナレ
 ハ、最モ後ヲニ手ヲ下シ、
 傷ヲヲハスル^{イシキマ}重キ者
 ヲ懲役終身ニ處ス、若シ
 毆打ヲナシテヨリ、時日
 ヲ經テ、身死スルニ至レ
 ハ、何レノ傷ガ、ハトナリ

テ死スルヤチ、究明シテ、
傷ノ重ハセ方ノ最モ重
キ者チ、懲役終身ニ處ス、
若シ原謀者、同夥ト共ニ
毆テ、其原謀モ、亦致命重
傷チナスニ係ラハ、原謀
者チ、懲役終身ニ處スル
ナリ、

第一百七十九條 凡人ト争

論闘毆シテ、臨時殺意ヲ
起シ、人ヲ殺ス者ハ、故殺
ニ坐ス、若シ争闘ノ後、仍

ホ餘怒ヲ尋キ、追逐シテ
兇殺シ、及ヒ争闘ニ因ル
ニ非スト雖モ、臨時殺意
ヲ起シテ殺ス者、豫謀ノ
顯跡ナキハ、並ニ故殺ヲ
以テ論ス、其傷シテ、死セ
サル者ハ、仍ホ闘毆傷ニ

依ル、

人ト爭論ヲ生シ、鬪毆シテ、其場ヲ忽チ殺意ヲ起シ、人ヲ殺ス者ハ、故殺ノ罪ニ坐シテ處分ス、若シ爭論鬪毆ノ後チニ、仍ホ前キノ怒ヲ止メ、カチ、追カケテ兇殺シ、及ヒ爭論鬪毆ヨリ起ルニアラスト雖モ、臨時殺意ヲ生シテ、人ヲ殺ス者、兼テヨリモシロミオキタル顯跡ナクシテハ、何レモ故殺ヲ以テ、其罪ヲ論ス、其場合ニ傷ヲ負ハスルノ

屏去服食

凡人ノ服用、飲食ノ物ヲ屏去シ、若クハ物ヲ以テ人ノ耳鼻及ヒ孔竅中ニ置キ、傷損スル所アル者ハ、各鬪毆傷ニ一等ヲ加ヘ、罪、流三等

屏去服食條例

第百八十條 凡人ノ服用、飲食ノ物ヲ屏去シ、若クハ、物ヲ以テ、人ノ耳鼻及ヒ孔竅中ニ置キ、因テ死ニ至ル者ハ、絞、改テ懲役

ミニテ、殺ニ致ラサル者ハ、ヤハリ鬪毆傷ニ依リテ處分ス、

ニ止ル、因テ死ニ至ル者ハ、

絞

寒中ニ、衣服ヲ剝取り、飢渴ノ人ニ、飲食ヲ宛行ハス、若クハ沙石針鐵ノ類ヲ以テ、人ノ耳、及ヒ口、目、前陰ノ孔、竅ノ中ニ詰メ込ミ、傷損スル所アル者ハ、各鬪毆傷ノ罪ニ、一等ヲ加ヘテ處分ス、然レモ其罪、流三等ニ止ル、右ノ如キ場合ヨリシテ、死ニ至ラシムル者ハ、絞罪ニ處ス、

終身若シ謀故ノ情アル

者ハ、各本律ニ依ル、

人ノ服用、飲食ノ物ヲ屏去シ、若クハ物ヲ以テ、耳鼻ノ穴、及ヒ總テノ孔竅中ニ置キ、ソレヨリシテ死ニ至ル者ハ、絞罪ニ處スルナリシカ、改メテ懲役終身ニ罪ス、若シ謀殺、故殺ノ情態ニアルナレハ、各本律ニ依テ罪ス、

若シ故サラニ、蛇蝎毒蟲ヲ

用ヒ、人ヲ咬傷セシムル者

ハ、鬪毆傷ニ一等ヲ加ヘ、罪

流三等ニ止ル、因テ死ニ致

ス者ハ、斬

若シ故サラニ蛇ヘビヤ蝎ササムシヤ、其他毒蟲ヲ用ヒテ、人ニ咬付セ、傷ヲ負ハスル者ハ、鬪毆傷ニ一等ヲ加フナレモ、罪、重シモ流三等ニ止ル、ソレ

カ爲メ、自死スルニ至ラシムル者ハ、斬罪ニ處ス、

新律綱領卷四目錄

人命律下計一十六條

戲殺傷人

誤殺傷人

詐稱殺人

過失殺傷人

毆死有罪妻妾

殺奴婢

將屍圖賴

改定律例目錄

人命律計二十七條

過失殺傷人二條

毆死有罪妻妾一條

殺雇人二條

將屍圖賴一條

弓銃殺傷人	車馬殺傷人	庸醫殺傷人	威逼致死	瘋癲殺人	謀同死	私和人命	移地界內死屍	同行知有謀害
弓銃殺傷人三條	車馬殺傷人二條			瘋癲殺人六條	謀同死二條	私和人命一條	移地界內死屍六條	同行知有謀害一條

鬪毆律計一十四條	鬪毆	宮殿內忿爭	毆本屬長官	拒毆官司差人	毆受業師	威力制縛	毆家長	毆夫
鬪毆律計二十六條	鬪毆七條	宮殿內忿爭一條	毆官吏三條	毆受業師一條	毆家長二條	毆夫一條		

毆傷妻妾 一	毆三等親以下尊長 二	毆二等親尊長 二	毆祖父母父母 三	妻妾與夫親屬相毆 一	父祖被毆 二	罵詈律計五條	罵人
毆傷妻妾 一	毆三等親以下尊長 二	毆二等親尊長 二	毆祖父母父母 三	妻妾與夫親屬相毆 一	父祖被毆 二	罵詈律計五條	罵人

罵本屬長官 一	罵家長 一	罵有服尊長 一	罵祖父母父母 一	訴訟律計八條	越訴	承告不理	聽訟回避	誣告
罵官吏四條	罵祖父母父母 一	訴訟律計三條	誣告 一					

新律註解卷四目錄 ○三 改定律註解卷四錄目 ○三

千名犯義

子孫違教

教唆誦訟

官吏詞訟

受賍律計一十條

官吏受財

坐贓致罪

事後受財

千名犯義一條

子孫違教一條

受贓律計四條

官吏受財一條

改正官吏受財條例

事後受財一條

聽許財物

以財請求

官吏求請財物

家人求索

因公科斂

剋留盜贓

受外國人餽送

以財請求一條

受外國人餽送一條

新律綱領卷四

人命律下

戲殺傷人

凡戲ニ因テ、人ヲ殺傷スル者ハ、闘殺傷ニ、二等ヲ減ス、若シ高ニ乘リ、危ヲ履ミ、因テ相戲レ殺傷スル者ハ、一等ヲ減ス、

改定律例

人命律

論シ、傷スル者ハ、仍ホ鬪毆

ヲ以テ論ス、

謀殺故殺、チ行フニ、其時、誤
テ相手トナサ、ル傍ヲノ
人ヲ殺ス者ハ、故殺ヲ以テ
其罪ヲ論ス、傷ヲ負ハスル
者ハ、謀故殺ニ起ルナ
レトモ、ヤハリ鬪毆ヲ以テ其
罪ヲ論スルナリ、此傍人ト
云フハ、仲人トナリテ、鬪
ヲ取押ユル者モ、其場ヲ通
リガ、リタル者ヲモ、總テ
相手デナキ人ヲ指スナリ、

詐稱殺人

凡津河、水深ク泥濘ナルヲ、

平淺ト詐稱シ、及ヒ橋梁渡

船、朽漏ナルヲ、牢固ト詐稱

シ、人ヲ過渡セシメ、因テ陷

溺死傷ニ致ス者ハ、鬪殺傷

ヲ以テ論ス、

歩渡リノ河ガ、底深ク水多

ニ照シ、金八十圓ヲ取贖
シテ、均シク二人ニ分給
シ、二人、一人ヲ過失殺ス
ル者ハ、金四十圓ヲ二人
ニ分追シテ、一人ニ給付
ス、一人、二人ヲ傷シ、二人
一人ヲ傷スル者モ、亦此

例ニ依ル、

一人ニテ、二人ヲ過失ノ
爲メ殺スルハ、例圖ニ照
シ合セ、金八十圓ヲ取贖
セシメ、平分シテ、一人ニ
四十圓ツ、ヲ配當スル
ナリ、又二人ニテ、一人ヲ
過失殺スルハ、二人ニ
テ金二十圓ツ、ヲ出シ
合セ、四十圓ニ纏メテ、一
人ニ給付スルナリ、殺ス
ルハ、ミナラス、傷ヲ負セ
シキモ、一人ニテ、二人ヲ
傷シ、二人ニテ、一人ヲ傷
スルナレハ、ヤハリ、殺セ

毆死有罪妻妾

凡妻妾、夫ノ祖父母、父母ヲ毆
罵スルニ因テ、夫、官ニ告ケ
ス、擅ニ殺ス者ハ、杖九十、祖
父母、父母ノ親ヲ告ルヲ待

シキノ如ク、此例ニ依テ
ナスナリ、一人、二人ニテ、
三人、乃至四人ヲ殺傷シ、
三人、四人ニテ、二人ヲ殺
傷スルモ、其割合ハ、此法
ニ倣フト知ル可シ、

毆死有罪妻妾條例

第百八十三條 凡妻妾夫

ノ祖父母、父母ヲ、毆罵ス
ルニ因テ、夫、官ニ告ケス、
擅ニ殺ス者ハ、杖九十、改

テ、乃坐ス、

妻妾、夫ノ祖父母、父母ヲ毆
罵ナリ、罵タリスルニ因テ、
夫コソテ怒リ、官ニモ申出
テズシテ、勝手ニ殺スルハ、
杖九十ニ罪ス、然レモ毆罵
サレシ祖父母、父母ガ、親カ
ラ官ニ申出テ待テ、後チ始
メ罪ニ坐ス、

若シ夫、罪アル妻妾ヲ毆罵
シ、妻妾、因テ自死スル者ハ、
論スルヲ勿レ、

テ懲役一年、其傷スルニ
因テ、擅ニ殺ス者ハ、懲役

九十日、

妻妾、夫ノ祖父母、父母ヲ、
毆罵スルニ因テ、夫、ソレ
チ官ニ告ゲズ、擅ニ殺ス
ルハ、杖九十ニ罪スルナ
リシガ、改テ懲役一年ト
ナシ、祖父母、父母ニ傷ヲ
負ハスルニ因テ、擅ニ殺
スルハ、懲役九十日ニ罪
スルトナス、

若シ夫ガ、妻妾ノ罪アルヲ
憤リ、毆罵スルニ、妻妾、毆罵
セラル、ニ因リ、自カラ死
スル如キハ、別段ニ、夫ヲ罪
スルコトナシ、

殺奴婢

凡奴婢、死罪ヲ犯スニ、家長、
官ニ告ケス、擅ニ殺スル者
ハ、杖七十、

若シ罪ナキニ、毆殺スル者

改正殺雇人律 原殺奴

婢條

第百八十四條 凡雇人、死
罪ヲ犯スニ、家長官ニ告
ケス、擅ニ殺ス者ハ、懲役

ハ、徒三年、故殺スル者ハ、流

二等

奴婢、死刑ニ該ル可キ罪ヲ
犯スニ、主人、ソレヲ官ニ申
出デズシテ、勝手ニ殺ス者
ハ、杖七十二罪ス、
若シ奴婢ニ罪ナキニ、毆打
シテ、殺スニ至ル者ハ、徒三
年、故サラニ殺ス者ハ、流二
等ニ罪ス、

若シ家長、雇人ヲ毆ツハ、折
傷ニ非ルハ、論スルコト勿レ、

八十

召使ノ者、死刑ニ該ル罪
ヲ犯シタルニ、主人、ソレ
ヲ官ニ告ケスシテ、擅ニ
殺ス者ハ、懲役八十日、處
ス、

第百八十五條 凡家長、雇

人ヲ毆テ、死ニ至ル者ハ、

流一等、改テ懲役十年、

主人ガ、召使ヲ毆打シテ、
死ニ至ル者ハ、流一等ナ
リシガ、改テ懲役十年ト

折傷以上ハ、凡人ニ三等ヲ

ナス、

減ス、因テ死ニ至ル者ハ、流

一等、故殺スル者ハ、絞、

若シ家長、雇人ヲ毆打スルニ、其傷、折傷以下ナレハ、罪スルコトナシ、折傷以上ナレハ、凡人ヲ毆傷スル罪ニ、三等ヲ減ス、毆傷ヨリシテ、死ニ致ス者ハ、流一等ニ罪ス、故サテニ殺ス者ハ、絞罪ニ處ス、

將屍圖賴

將屍圖賴

凡祖父母、父母、子孫ヲ故殺シ、

第百八十六條 凡雇人、已

シ、及ヒ家長、奴婢ヲ故殺シ

ニ死スル家長ノ屍ヲ將

テ、人ニ圖賴

圖賴ハ、言カケテ、人ニ圖賴スルコトナリ、

テ、人ニ圖賴スル者ハ、懲

スル者ハ、各本罪ニ一等ヲ

役百日、

加フ、

祖父母、其孫ヲ故殺シ、父母、其子ヲ故殺シ、家長、已ノ召使ヲ故殺シテ、其事ヲ餘人ニ言カケスル者ハ、各ノ故殺本罪ニ、一等ヅ、ヲ加ヘ

雇人、其已ニ死シタル家長ノ屍ヲ將テ、人ニ言カケスル者ハ、懲役百日ニ罪ス、

テ罪ス

若シ子孫及ヒ奴婢已ニ死

スル祖父母父母及ヒ家長

ノ屍ヲ將テ人ニ圖賴スル

者ハ徒三年二等親ノ尊長

ノ屍ヲ將テスル者ハ徒二

年三等親以下ノ尊長ハ各

一等ヲ遞減ス

若シ子孫ガ已ニ死シタル

祖父母父母ノ屍ヲ將テ人

ニ圖賴シ及ヒ奴婢ガ已ニ

死シタル家長ノ屍ヲ將テ

其ニ圖賴スル者ハ何レモ

徒三年ニ罪ス二等親ナル目

上ノ已ニ死シタル屍ヲ將

テ人ニ圖賴スル者ハ徒二

年三等親以下ナル目上ノ

新律綱領人命律下

〇九

改定律例人命律

〇九

及ヒ他人ノ屍ヲ將テ、人ニ

圖賴スル者ハ、杖八十、

若シ目上ノ者ガ、己ニ死シタル目下ノ屍ヲ、人ニ圖賴シタリ、他人ガ、他人ノ己ニ死シタル屍ヲ、人ニ圖賴スル者ハ、何レモ杖八十ニ罪ス、

其官ニ告ル者ハ、誣告律ニ

依テ罪ヲ論ス、因テ財物ヲ

詐リ取ル者ハ、贓ニ計ヘ、竊

盜ニ準シ、重キニ從テ、之ヲ

科ス、

屍ヲ人ニ圖賴シテ、ソレヲ公然官ニ申出ル者ハ、誣告律ニ依テ、其罪ヲ論ス、圖賴ヲ以テ、財物ヲ詐リ取ル者ハ、取リタル財物ヲ計算シテ、竊盜贓ニ準シ、重キ方ニツイテ罪ニ申付ルナリ、

弓銃殺傷人

凡故ナク、弓箭銃砲ヲ放テ、

第百八十七條 凡故ナク、

改正弓銃殺傷人律

及ヒ劍刃ヲ挺ク者ハ、人ヲ傷セスト雖モ、杖六十、傷スル者ハ、凡闘傷ヲ以テ論ス、因テ死ニ致ス者ハ、絞、士族卒ハ、破廉恥甚者ヲ以テ論ス、

故^イレナキニ、弓箭ヤ銃丸ヲ放射シタリ、劍刃ヲ拔ク者ハ、タトヒ人ニ傷ヲ負ハセ

弓箭銃砲ヲ放テ、及ヒ劍刃ヲ挺ク者ハ、人ヲ傷セスト雖モ、杖六十、改テ懲役三十日、傷スル者ハ、凡闘毆傷ヲ以テ論ス、因テ死ニ致ス者ハ、絞、改テ懲役終身、

故^イレナキニ、弓箭ヤ銃丸

ストモ、杖六十ニ罪ス、傷ヲ負ハスレハ、凡闘傷ヲ以テ論ス、箭丸ヲ放射シ劍刃ヲ挺クヨリシテ、死ニ致ス者ハ、絞罪ニ處シ、士族卒ハ、破廉恥甚ト云テ以テ罪ヲ論ス、

チ放射シタリ、劍刃ヲ挺ク者ハ、人ニ傷ヲ負ハセストモ、杖六十ニ罪スルナリシガ、改メテ懲役三十日トナス、負ヲ傷ハスレハ、凡闘毆傷ヲ以テ論ス、因テ死ニ致ス者ハ、絞罪ニ處スルナリシガ、改メテ懲役終身ニ處スルトナス、

第百八十八條 凡曠野無

人ノ地ニ於テ、故ナク、弓銃ヲ放テ、因テ人ヲ殺傷

スル者ハ、過失殺傷ヲ以テ論ス、

曠野ノ人モ居テヌ地ニ於テ、故ナク放テタル矢丸ガ、人ニ中リ、傷ヲ負ハセ、或ハ殺ス者ハ、過失殺傷ト云テ以テ、罪ヲ論ス、

第百八十九條 凡弓銃ヲ

放テ、及ヒ劍刃ヲ挺ク者

華士族ハ、破廉耻甚テ以

テ論スル律ヲ改メ、一體

ニ閔刑ニ處ス、

弓箭銃丸ヲ放テ、或ハ刀劍ヲヌク者、華族、士族ナレハ、破廉耻甚テ以テ論シ、除族實斷ニ處スルナリシガ、改メテ一體ニ閔刑ニ處スルトナス、

車馬殺傷人條例

第百九十條 凡深山曠野

車馬殺傷人

凡故ナク街市ニ車馬ヲ馳

驟シ、因テ人ヲ傷ス者ハ、凡
鬪傷ニ一等ヲ減ス、死ニ致
ス者ハ、流三等、

故^レレナキニ、往來テ車ヤ馬
ヲ馳驟セ、因テ人ニ傷ヲ負
ハスル者ハ、凡鬪傷ニ一等
ヲ減シテ罪ス、死ニ致ス者
ハ、流三等ニ處ス、

若シ馬驚逸シ、或ハ公務ノ
急速ニ因リ、馳驟シテ、人ヲ

猛獸ノ往來スル處ニ於

テ、^{ハシ}斷^{ハシ}穿^{ハシ}作^{ハシ}シ、及ヒ^{ハシ}窩^{ハシ}

弓ヲ安置シテ、望^{ハシ}竿、及ヒ

楛^{ハシ}眉^{ハシ}索ヲ立サル者ハ、懲

役四十日、以テ人ヲ傷ス

ル者ハ、鬪^{ハシ}毆傷ニ四等ヲ

減ス、減シテ本罪ヨリ輕

殺傷スル者ハ、過失ヲ以テ
論シ、法ニ依リ取贖シテ、其
家ニ給付ス、

若シ馬ガ物ニ驚キ狂ヒテ
奔逸シ、或ハ公務ノ急用ニ
因リ、馳驟シテツイ人ヲ殺
シ傷ケル者ハ、過失ヲ以テ
論シ、過失殺傷ノ法ニ依リ、
取贖シテ殺傷セラル、者
ノ家ニ給付ス、

キ者ハ、本罪ニ依テ論シ、

死ニ致ス者ハ、懲役三年、

仍テ埋葬金二十五圓ヲ、

追シテ、死者ノ家ニ給付

ス、若シ深山曠野ニ非ス

シテ、人ヲ殺傷スル者ハ、

車馬殺傷人律ニ依ル、

深山、曠野等、猛^{ハシ}獸ノ往^{ハシ}

サレハ、其雇工錢ノ全數
 ナ領置シ、食費ヲ除キ、餘
 ル所ノ雇錢、金二十五圓
 ニ滿レハ、死者ノ家ニ給
 シ、仍ホ役限ハ、本法ヲ盡
 ス、

窩引^{ワキ}ニテ人ヲ殺ス者ハ、
 例ニ照シテ、罪ヲ科スル
 ナレトモ、其者、貧困ニシテ

埋葬入費ノ金二十五圓
 ナ、取立ルヲ出來ヌナレ
 ハ、役ニ入テ、日々働ク所
 ノ雇工錢ノ全數ヲ領リ
 置キ、其内ニテ、食料ヲ差
 引キ、餘リタル金數、二十
 五圓ニ滿レハ、其ヲ死シ
 タル者ノ家ニ給シ、本罪
 ノ懲役期限ハ、ヤハリ本
 法ヲ盡シテ、年限通り別
 段ニ役スルナリ、

庸醫殺傷人

凡庸醫鍼藥ヲ用ヒ誤テ本

新律綱領人命律下 ○十五

改定律例人命律 ○十五

方ニ依ラス、因テ死ニ致ス
者ハ、過失殺ヲ以テ論シ、法
ニ依リ收贖シテ、其家ニ給
付シ、醫ヲ行フヲ許サス、
不熟練ノ醫者、患者ノ治療
ヲナスニ、鍼ヤ藥ヲ用ルキ、
誤テ藥モ鍼モ本方ニ依ラ
ズ、因テ死ニ致ス者ハ、過失
殺ヲ以テ、其罪ヲ論シ、法ニ
ナラヒ、収贖シテ、其死ニ至
リシ者ノ家ニ給付シ、向後
ハ、醫業ヲヤセヌナリ、

若シ故サラニ本方ニ違ヒ、
疾病ヲ詐療シテ、財物ヲ取
ル者ハ、贓ニ計ヘ、竊盜ニ準
シテ論ス、因テ故サラニ藥
ヲ用ヒ、人ヲ殺ス者ハ、斬、
若シ故ト本方ニ違ヒテ、疾
病ヲ詐リ療治シテ、病氣ヲ
長引カセ、財物ヲ取ル者ハ、
贓ニ計算シ、竊盜贓ニ準シ
テ論ス、詐療スルガ爲メ、死

ニ致シ、及ヒ事ニ因テ、故サ
ラニ藥ヲ用ヒテ、人ヲ殺ス
者ハ、斬罪ニ處ス、

威逼致死

凡戸婚、田宅、錢債等ノ事ニ

因テ、人ヲ威逼シテ、威勢ヲ

チオドシ、セ、自死ニ致ス者

ハ、杖一百、若シ官吏公使人

等、公務ニ因ルニ非スシテ、

平民ヲ威逼シ、因テ自死ニ

致ス者モ、罪同、並ニ埋葬金

二十五兩ヲ追給ス、

戸婚ヤ田宅ヤ錢債ナドノ
事ニツキ、威勢ヲ以テ、人ヲ
オドシセマリ、強談ノタメ、
死ニ致ス者ハ、杖一百ニ罪
ス、若シ官吏ヤ、官使人ナド、
公務ニ因ルニアラズシテ、
平民ヲ威光テ推シツケ、因
テ自滅セシムル者アルモ、
亦罪同シキナリ、何レモ理

葬入費トシテ、金二十五圓
ヲ取リ立テ、自死シタル
者ノ家ニ給付ス、

若シ姦ヲ行ヒ、盜ヲ爲スニ
因テ、人ヲ威逼シテ、自死ニ
致ス者ハ、姦ノ成否ヲ論セ
ス、財ノ得否ヲ問ハス、並ニ
斬、

若シ姦通ヲ行ヒ、盜賊ヲ爲
スモリシテ、人ヲ威逼シ、其

人ニ自滅ヲサセル者ハ、姦
ヲ成スト否サルトノ論ナ
ク、財物ヲ得ルト釋サルト
ノ別ナク、何レモ斬罪ニ處
ス、

瘋癲殺人

凡瘋癲人、人ヲ殺ス者ハ、終
身鎖錮、仍ホ、埋葬金二十五
兩ヲ追取シ、死者ノ家ニ給付
ス、若シ二命以上ヲ連殺ス

瘋癲殺人條例

第百九十二條 凡瘋癲人、
人ヲ殺シ、埋葬金二十五
圓ヲ追スル者、改テ、過失
殺收贖例ニ照シ四十圓

ル者ハ、絞、其親屬看守嚴テ
ラスシテ、他人ヲ殺死スル
ニ致ス者ハ、杖九十、

瘋癲人、人ヲ殺セハ、終身鎖
鋼シテ、外出サセサルナリ、
止メ鎖鋼スルノミナラス、
仍ホ埋葬入費トシテ、金二
十五圓ヲ取立テ、殺サレ
タル者ノ家ニ給付ス、若シ
二人以上ノ命ヲ連ケ取
リスル者ハ、絞罪ニ處ス、氣
狂人ノ親屬タル者、ソノ看
守ニ不注意ナルヨリシテ、

ヲ追シテ、死者ノ家ニ給
付ス、其人ヲ傷スル者ハ、

並ニ過失傷取贖例ニ照

シ、追シテ傷者ニ給シ、醫

藥ノ資ト爲ス、

氣狂人、人ヲ殺セハ、鎖鋼
終身、仍ホ埋葬金二十五
圓ヲ取立テ、死者ノ家
ニ給付スルナリシガ、改
メテ過失殺傷取贖例ニ

他人ヲ殺死セシムルニ至
ル者ハ、杖九十ニ罪ス、
若シ瘋癲ヲ假リ、人ヲ殺傷
スル者ハ、謀故殺傷ニ依テ、
之ヲ科ス、

若シ瘋癲人ノマテシテ、
人ヲ殺シタリ、傷ヲ負ハス
ル者ハ、謀故殺傷ニ依テ、罪
ヲ論ス、

人無罪、四十圓ヲ給付ス、
シタル者ノ家ニ給付ス、
若シトナス、氣狂人、人ヲ傷
ムルハ、五圓モ亦過失取
贖例ニ照シ、取立テ、傷
ツカサレシ者ニ給シ、醫
諸療治ノ費トナシ、

第百九十三條 凡瘋癲人

二命以上ヲ連殺スル者

絞、改テ鎖鋼終身

瘋癲人、二命以上ヲ連殺
スル者ハ、絞罪ニ處スル

ナリシガ、改メテ、鎖錮終身トナス、

第九十四條 凡瘋癲人、

祖父母、父母ヲ殺ス者ハ、

鎖錮終身、

瘋癲人、祖父母ヤ、父母ヲ、殺ス者ハ、鎖錮終身ニ處ス、

第九十五條 凡瘋癲人、

人ヲ殺ス者ハ、鎖錮終身

ニ處スト雖モ、若シ果シ

テ、痊愈スレハ、親屬鄰佑

ノ保證ヲ取り、懲役五年

ニ改正シ、限滿テ放還ス、

瘋癲人、人ヲ殺セハ、鎖錮終身ニ處スルナレドモ、若シ其病、全ク平愈スレハ、親屬鄰佑ヨリ、保證ヲ立テカキ、其鎖錮ヲ懲役五年ニ換改シ、役限滿ツンハ、放ツテ家ニ還歸ス、

第百九十六條 凡瘋癲人

自殺ヲ致スニ看守人失

察タル者ハ懲役二十日

若シ人ヲ傷スルニ至ラ

シムル者ハ懲役四十日

看守人不注意ニシテ瘋

癲人自察ヲ失テ失禁

スル者ハ懲役二十日ニ

第百九十七條

凡瘋癲人

人ヲ殺ス者

孤獨貧困ニ

シテ親屬ノ保管スル者

ナケレバ鎖錮ヲ禁獄ニ

換入理葬金ヲ追セス

瘋癲人、人ヲ殺ス者、孤獨貧困ニシテ親屬ノ保管スル者ナケレバ鎖錮ヲ禁獄ニ換入理葬金ヲ追セス

第百九十七條 凡瘋癲人

人ヲ殺ス者、孤獨貧困ニシテ親屬ノ保管スル者ナケレバ鎖錮ヲ禁獄ニ換入理葬金ヲ追セス

瘋癲人、人ヲ殺ス者、孤獨貧困ニシテ親屬ノ保管スル者ナケレバ鎖錮ヲ禁獄ニ換入理葬金ヲ追セス

瘋癲人、人ヲ殺ス者、孤獨貧困ニシテ親屬ノ保管スル者ナケレバ鎖錮ヲ禁獄ニ換入理葬金ヲ追セス

瘋癲人、人ヲ殺ス者、孤獨貧困ニシテ親屬ノ保管スル者ナケレバ鎖錮ヲ禁獄ニ換入理葬金ヲ追セス

瘋癲人、人ヲ殺ス者、孤獨貧困ニシテ親屬ノ保管スル者ナケレバ鎖錮ヲ禁獄ニ換入理葬金ヲ追セス

瘋癲人、人ヲ殺ス者、孤獨貧困ニシテ親屬ノ保管スル者ナケレバ鎖錮ヲ禁獄ニ換入理葬金ヲ追セス

謀同死

凡姦夫姦婦、同死ヲ商謀スルニ、姦婦已ニ死シ、姦夫未死タセス、姦夫已ニ死シ、姦婦未タ死セサル者ハ、並ニ流三等、

親屬モナク、収贖ノ金モナケレハ、鎖錮ヲ禁獄ニフリカヘ、埋葬金ノ四十圓ヲ追スルヲ免ス、

謀同死條例

第百九十八條 凡姦夫、姦婦同ク謀リ、墮胎スルニ姦婦身死スル者、姦夫ハ、流三等、改テ懲役三年、姦夫ト姦婦ト、相談ツク

姦夫ト姦婦ト、同死ヲ相謀シテ、共ニ決意セシニ、姦婦ハ已ニ死シタルモ、姦夫ハ未タ死セス、又ハ姦夫ハ已ニ死シタルモ、姦婦ハ未タ死セスハ、何レモ流三等ニ罪ス、

ニテ、墮胎スルニ、姦婦ソノ爲メ死スレバ、姦夫ヲ流三等ニ處スルナリシカ、改メテ、懲役三年ニ罪ストナス、

第百九十九條 凡姦夫、姦婦、同死ヲ謀リ、傷スト雖

若シ同ク謀リ、藥ヲ用ヒテ墮胎スルニ、姦婦身死スル者、姦夫ハ、流三等、
相談ツクニテ、藥ヲ用ヒ、子ヲ卸スニ、姦婦ソノ爲メ死

モ、人ニ阻救セラレ、未タ死セサル者ハ、鬪毆傷ニ一等ヲ減ス、

大以ハ、姦夫姦、流三等ノ罪
妻、姦夫ハ、姦夫ノ罪ニ準テ、
若シテ、姦夫ハ、姦夫ノ罪ニ準テ、

若シテ、姦夫ハ、姦夫ノ罪ニ準テ、

姦夫ハ、姦夫ノ罪ニ準テ、

私和人命

若シテ、姦夫ハ、姦夫ノ罪ニ準テ、

凡祖父母、父母、及ヒ夫、若ク

ハ家長、人ニ殺シ、或ハ姦夫ハ、

妻、姦夫及ヒ姦婦、私和スル者

ハ、姦夫及ヒ姦婦、私和スル者

ハ、姦夫及ヒ姦婦、私和スル者

ハ、姦夫及ヒ姦婦、私和スル者

姦夫、姦婦、同死ヲ相談シ
テ、已ニ傷ヲナセシトコ
ロ、人ニ阻メ救ハレテ、未
殺死ニ至ラザル者、同
毆傷ニ一等ヲ減シテ罪
トス。

私和人命條例

第二百條 凡家長、人ニ殺

シ、或ハ姦夫ハ、姦夫ノ罪ニ準テ、

サレ、雇人、私和スル者ハ、

懲役百日、若シ雇人、人ニ

殺シ、或ハ姦夫ハ、姦夫ノ罪ニ準テ、

懲役七十日

家長、人ニ殺シタル者、

雇人、ソレヲ私和スル者

ハ、懲役百日ニ罪ス、若シ

雇人、人ニ殺シタル者、

家長、ソレヲ私和スル者

ハ、懲役七十日ニ罪ス、

二年、三等罰以下、各一等ヲ

遞減ス

祖父母、父母、人ニ殺シタル者、

ルニ、子孫、ソレヲ殺シタル者、

テス、内濟ニシテ、中ナキ者、

スル者、夫、人ニ殺シタル者、

ニ、妻妾、ソレヲ内濟ニシ、若

シ、家長、人ニ殺シタル者、

ニ、奴婢、ソレヲ内濟ニスル

者ハ、徒三年ニ罪ス、二等親

ハ、徒二年ニ罪ス、三等親以下ノ目上、人ニ殺サレ、私和スル者ハ、三等親ヨリ、四等親、四等親ヨリ、五等親下、段々ニ、一等ツ、減シテ罪ス、
 其卑幼人ニ殺サレテ、尊長私和スル者ハ、各等親ニ依テ、卑幼ノ罪ニ、一等ヲ減ス、
 若シ妻妾、子孫及ヒ子孫ノ婦、奴婢、人ニ殺サレ、祖父母

ハ、徒二年ニ罪ス、三等親以下ノ目上、人ニ殺サレ、私和スル者ハ、三等親ヨリ、四等親、四等親ヨリ、五等親下、段々ニ、一等ツ、減シテ罪ス、
 其卑幼人ニ殺サレテ、尊長私和スル者ハ、各等親ニ依テ、卑幼ノ罪ニ、一等ヲ減ス、
 若シ妻妾、子孫及ヒ子孫ノ婦、奴婢、人ニ殺サレ、祖父母

父母、夫、家長、私和スル者ハ、杖六十、財ヲ受ル者ハ、並ニ杖六十、
 財ニ計ヘ、竊盜ニ準シ、重キニ從テ、之ヲ科ス、常人、他人ノ爲シ、人命ヲ私和スル者ハ、杖六十、財ヲ受ル者ハ、財ニ計ヘ、枉法ニ準シ、重キ

律律綱領人命律下 ○廿四 改定律例人命律 ○廿四

ニ從テ、之ヲ科ス、

各等親ノ目下ガ、人ニ殺サ
レタルニ、目上、ソレヲ内濟
ニスレハ、各等親ニ依テ、尊
長ノ死ヲ私和スル卑幼ノ
罪ニ、一等ヲ減シテ罪ス、例
之ハ、二等親ノ卑幼人ニ殺
スルハ、一等親ノ尊長ハ、若
徒一年半ニ罪スルナリ、若
妻妾、子孫、及ヒ孫孫ノ婦
奴婢ガ、人ニ殺サレタルニ、
尊長、父母、夫、家長、ソレヲ
私和スル者ハ、杖八十ニ罪
ス、私和スル者ハ、杖八十ニ罪
得ル者ハ、杖八十ニ罪ス、

移地界内死屍

凡地界内ニ、死屍アルヲ、里
長、地主、鄰佑人、官司ニ申報
セズ、輒ク他所ニ移シ、及ヒ

移地界内死屍條例

第二百一條 凡墳塚ヲ發
掘シテ、棺槨ヲ見ハス者
ハ、懲役一年、己ニ開テ、屍

埋藏スル者ハ、杖七十、水中ニ棄ル者ハ、杖一百、因テ衣服ヲ盜取スル者ハ、贓ニ計ヘ、竊盜ニ準シテ、重キニ從テ論ス、罪流三等ニ止ル、

自分ノ地界内ニ、人ノ死屍アリテ、視テ、里長、地主、鄰佑人、官司ニシテ、申出デ、遺棄シ、他所ニ移シ、埋藏スル者、杖七十ニ罪ス、

ヲ見ハス者ハ、懲役三年、屍ヲ殘毀スル者ハ、懲役五年、

人ノ墳塚ヲ發キ、掘テ、棺槨ヲ見ハス者ハ、懲役一年ニ罪ス、已ニ棺槨ヲ開ヒテ、中ノ屍ヲ見ハス者ハ、懲役三年ニ罪ス、開ヒタ上ニ其屍ヲ殘毀ツ者ハ、懲役五年ニ罪ス、

第二百二條 凡地界内ニ、

屍ヲ水中ニ棄ル者ハ、杖一百ニ罪ス、因テ死人ノ着シタル衣服ヲ剝テ、盜取ル者ハ、贓ニ計ヘ、竊盜ニ準シ、重キ方ニツイテ罪ス、然レモ、罪流三等ニ止ル、

死屍アルヲ、輒シ水中ニ棄ルト雖モ、未タ屍ヲ失ハサル者律ニ照シテ、一等ヲ減シ、懲役九十日、

地界内ニアル死屍ヲ、輒シ水中ニ棄ルト雖モ、未タ屍ヲ失ハサルナレハ、律ニ照シテ、一等ヲ減シ、即チ懲役九十日ニ罪ス、

第二百三條 凡子孫ノ死

屍ヲ棄ル者ハ、懲役七十

日、

祖父母、父母、子孫ノ死屍
ヲ棄ル者ハ、懲役七十日
ニ罪ス、

第二百四條 凡變死ニ係

ル屍ハ、官ノ檢視ヲ經ル

ニ非サレハ、私擅ニ埋葬ス

ルコトヲ聽サス、違フ者ハ、

懲役四十日、

變死ニ係ハル死屍ノ地
界内ニ在ルヲ知ラバ、官
司ニ申立テ、檢視ヲ受
ク可キナリ、其檢視ヲ經
ルニアラサレハ、私擅ニ
埋メ、違フ者ハ、懲役四十日
ニ罪ス、

第二百五條 凡人ヲ押解

シ、中途ニ在リテ病斃ス

ルヲ、輒ク棄去ル者ハ、移

地界内死屍律ニ一等ヲ

加人懲役八十日

人ヲ押解スル途中ニア
カテ其人病ニテ斃死ス
ルヲ官司ニ申出デテ、輕
ク棄去ル者ハ、移地界内
死屍律ニ一等ヲ加ヘ、懲
役八十日ニ罪ス、
第二百六條 凡地界内
棄兒ヲ及ヒ病ニ因リ
斃死スルヲ、輒ク地所

ニ移ス者ハ、懲役七十日

地界内ニ棄兒アリタリ
又ハ病ニテ昏倒ル者
アルヲ官司ニ申出デス
輒ク他所ニ移ス者ハ、懲
役七十日ニ罪ス、

同行知有謀害條例

第二百七條 凡同行謀害

スル者ヲ知テ阻當救護
セスト雖モ、己ニ害セラ

新律綱領人命律下 ○廿八

凡同行知有謀害ニ人
ト欲スルヲ知テ、即チ阻當
救護トムルヲナリ、セズ、及

改定律例人命律 ○廿八

ビ害セラル、ノ後、官司ニ

首告セサル者ハ、杖九十

道ツレノ中ニ、他人ヲ謀害
セント欲スル者アルヲ知
リツ、ソレヲ取オサヘテ、
救ヒ助ケス、及ヒ終ニ他人
ノ害セラレ、後ナ、ソレヲ
官罰ニ首告セサル者ハ、杖
九十ニ罪ス、

ル、後、首告スル者ハ、其

罪ヲ免ス、

道ツレノ者ニ、謀害ノ意
アルト云フヲ知テ、阻當
救護セスト雖モ、已ニ害
セラレ、後、首告スレハ、
阻當救護セサルノ罪ヲ
免ス、

闘毆律

闘毆

凡闘毆、闘ハ、イサカヒナリ、
毆ハ、打アヒナリ、

手足ヲ以テ人ヲ毆テ、傷ヲ
成サヅル者ハ、答二十、傷ヲ
成シ、及ヒ瓦石槌棒等ヲ以
テ人ヲ毆テ、傷ヲ成サ、ル者

闘毆律

闘毆條例

第二百八條 凡闘毆成傷

ト稱スルハ、毆ツ所ノ皮
膚色、青赤ニシテ、腫起ス
ル者ヲ謂フ、刀ヲ持シ、人
ヲ傷スト雖モ、其背柄ヲ

ハ、答三十、傷ヲ成ス者ハ、答

四十、血耳目中ヨリ出テ、及

ヒ内損シテ吐血スル者ハ、

杖八十、

翻毆スルニ、手ヤ足ニテ、人
ト打合ヒ、傷ヲ負ハセサル
者ハ、答二十ニ罪ス、手足ニ
テ、^ハ打テ合ヒ、傷ヲ負ハ
セタリ、瓦石槌棒ナドニテ、
毆打合ヒ、傷ヲツケサル
者ハ、答三十ニ罪ス、瓦石槌

以テ毆テ、刃ヲ用ヒサレ

ハ、仍ホ槌棒ト同ク論ス、

翻毆、傷ヲ成スト稱スル
ハ、其打タル所ノ皮膚ガ
青ク赤キ色ニ腫レアガ
リタル者ヲ謂フナリ、刀
ヲ持ツテ、人ニ傷ヲ負ハ
スル、刀ノ背ヤ柄ニテ毆
テ、刃ヲ用ヒサレハ、ヤハ
リ槌棒ト同様ニ、罪ヲ論
ス、

第二百九條 凡闘毆、髮寸

棒ヲホニテ、人ニ傷ヲ負
ル者ハ、答四十ニ罪ス、打ア
ヒテ、血ヲ耳目中ヨリ出
シ、及ヒ外部ニ傷ヲキテ、腹
内損シテ、血ヲ吐クニ致ス
者ハ、杖八十ニ罪ス、

人ノ一指一齒ヲ折リ、一目

ヲ眇ニシ、耳鼻ヲ抉毀シ、若

クハ骨ヲ破リ、及ヒ湯火

以テ、人ヲ傷スル者ハ、杖一

法以上ヲ拔ク者ハ、懲役
四十日、若シ一時昏絶セ
シムル者ハ、懲役八十日

鬪毆シテ、髮^{カミ}チ一寸四方
以上引ヌク者ハ、懲役四
十日ニ罪ス、若シ一時鬪
毆ノ爲メ、昏絶^{メクラ}サシムル
者ハ、懲役八十日ニ罪ス、

人ヲ毆テ、各一目ヲ瞎シ、

百、穢物ヲ以テ、口鼻内ニ灌
入スル者モ、罪亦同、二指二
齒以上ヲ折リ、及ヒ髮ヲ髡
スル者ハ、徒一年、

鬪毆シテ、人ノ一指一齒ヲ
折リタリ、一目ヲ眇^スメニシ
タリ、耳ヤ鼻ヲ抉^ルリ毀^スナタ
リ、若^シハ骨ヲ破^ルリタリ、湯
ヤ火ヲ以テ、人ニ傷ヲ負^ハ
スル者ハ、杖一百ニ罪ス、穢
汗^ノ物ヲ以テ、人ノ口ヤ鼻ニ
灌^キ入^レタリタル者モ、罪

亦杖一百ニ罪ス、人ノ二指
二齒以上ヲ折リタリ、髮ヲ
抜^キツク^ル者ハ、徒一年ニ罪
ス、

人ノ筋ヲ折リ、兩目ヲ眇^スニ

シ、及ビ刃傷スル者ハ、徒二年

人ノアバラ骨ヲ折リタリ、
兩目ヲ眇^スニシタリ、刃物ニ
テ傷ヲ負^ハスル者ハ、徒二
年ニ罪ス、

人ノ肢體ヲ折^ルシ、及ヒ一
目ヲ眇^スシ、癱疾ニ致ス者ハ、

旨ニ至ラシムルニ、先キ

ニ毆ツ者ハ、癱疾律ニ依

リ、懲役三年、後ニ毆ツ者

ハ、篤疾律ニ依リ、懲役十

年、仍ホ養贍金ヲ、二人ニ

分追ス、若シ原謀者アレ

ハ、俱ニ毆ツト、否トナ問

ハス、後ニ毆ツ者ニ一等

ノ減ス、

二人ノ筋ヲ折^ルシ、共ニ人ヲ毆^クテ、
一人ノ筋ヲ折^ルシ、一人ノ筋ヲ折^ルシ、
一人ノ筋ヲ折^ルシ、一人ノ筋ヲ折^ルシ、

先^キニ手ヲ下^ス者ヲ、癱
疾^ノ律ニ依^リ、懲役三年ニ

罪^ス、後^ニ毆^ツ者ニ依^リ、懲役十

年ニ罪^ス、二人共^ニ懲役ニ

罪^ス、養贍金ヲ出^シテ、合^シハサ

ルナリ、若シ原謀者アレ
ハ、俱々ニ毆ツト、毆^タサ

徒三年

以ノ手足ヲ折^{ケヒキガムス}シ、及ヒ一
目ヲ瞎^クシタリシテ、痠疾ニ
致ス者ハ、徒三年ニ罪ス、

兩目ヲ瞎シ、兩肢ヲ折リ、及

ヒ舊患アルヲ毆テ、因テ篤

疾ニ至ラシメ、若クハ舌ヲ

斷テ、陰陽^{陰門、陰囊、陽莖等ナリ}ヲ毀

敗スル者ハ、流三等仍ホ金

ルノ差別ナク、後ニ毆
テタル者ニハ、罪一等ヲ
減ス、

第二百十一條 凡婦女ヲ

毆テ、墮胎セシムル者ハ、

懲役二年

婦女ヲ毆テ、其故ニ胎
内ノ子ヲ御ロスニ致ス
者、懲役二年ニ罪ス、

第二百十二條 凡毆人

ヲ殺スニ、後ニ手ヲ下レ

二十兩ヲ追給シテ、養贖セ

シム、

人ノ兩目ヲ瞎シタリ、兩肢

ヲ折リタリ、舊キ痛ミアル

ヲ打テタリシテ、篤疾ニイ

タルシメ、若クハ人ノ舌ヲ

斷テ切り、陰陽ヲ毀テ敗テ

ル者ハ、流三等ニ罪ス、罪ス

ルノミナラス、仍ホ金二十

圓ヲ追取シテ、毆傷サレタ

ル者ニ給付シ、養贖セシム、

其同謀共毆シテ、人ヲ傷ス

テ、理直ナル者ハ、律ニ照

シテ、懲役十年ニ科シ、仍

ホ事情原諒スヘキ者ハ、

又一等ヲ減ス、

毆シテ、人ヲ殺スニ、後

テニ手ヲ下シテ、理ノ直

ナル者ハ、律ニ照シテ、懲

役十年ニ科ス、ソカシ事

情ニ於テ、原諒ス可キ所

アル者ハ、又一等ヲ減ス、

其者、各手ヲ下シ、重傷ヲ成ス者ヲ以テ、重罪ニ坐シ、原謀者ハ、手ヲ下スト雖モ、傷輕ケレハ、一等ヲ減ス、
相談ツクニテ、共ニ毆打シ、人ハ傷ヲ負ハスル者ハ、各ハ手ヲオロスル中、重キ傷ヲ負ハスル者ヲ以テ、重罪ニ坐シ、原謀者ハ、手ヲオロスル中、其打タル傷ガ、輕ケレハ、重傷ヲ成ス者

第二百十三條 凡闘毆、後ニ手ヲ下シテ、理直ナル者ハ、減等シテ罪ヲ科シ、仍ホ、養贍埋葬金兩ヲ追給スル律ヲ改メ、止タ其罪ヲ科シテ、金圓ヲ追セ

若シ闘ニ因テ、互ニ相毆傷スル者ハ、各其傷ノ輕重ヲ驗シテ、罪ヲ定ム、後ニ手ヲ下シテ、理直ナル者ハ、本罪ニ二等ヲ減ス、篤疾ニ至ラシムル者ハ、仍ホ金二十兩ヲ追給シテ、養贍セシム、死

第二百十四條 凡闘毆、人ヲ傷スルニ、鎌刀、菜刀等ヲ用ヒ、傷輕キ者ハ、懲役七十日、仍ホ輕キ者ハ、三